

(四一〇)

農林水産委員会議録 第二十五号

專門員 松任谷 健太郎君

北海道太平洋沿岸のサケ・マス小型流網の漁獲割当に関する陳情書（北海道沙流郡門別町議会議長庄野哲二）（第三二〇号）は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案内閣提出第二二二号

農林水産業の振興に関する件（指定食肉、加工原料乳及びてん菜等の価格）

○大石（武）委員長代理 これより会議を開きます。委員長所用のため、委員長の指名により、私が委員長の職務を行ないます。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案を議題といたします。

本案について、政府委員から補足説明を聴取いたします。田中林野庁長官。

○田中（重）政府委員 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案の構成といたしましては、全五章及び附則からなっております。

まず、第一章総則でございますが、第一条では、この法律の目的を定めております。すなわち、入り会い林野等の農林業上の利用を増進するため、その権利関係の近代化を助長するための措置を定め、もって農林業経営の健全な発展に資することとあります。

第二章は、入り会い林野整備に関する規定であります。

まず、第三条は、入り会い林野整備の実施手続に関する総括的な規定でありまして、入り会い林野整備は、入り会い権者が、その全員の合意によって入り会い林野整備計画を定め、その計画について、都道府県知事の認可を受けて行なうことができることといたしております。

第四条におきましては、入り会い林野整備計画の内容について規定しております。その内容は、対象となる入り会い林野の範囲、入り会い権者及び同意を必要とする関係権利者の氏名等、各入り会い権者が取得することとなる権利の種類、土地利用計画、権利変動に伴う金銭授受の方法等であり、また、なお、土地利用計画におきましては、入り会い権者が取得した権利を生産森林組合または農業生産法人に出資する計画があるときは、その内容を定めることといたしております。

第六条におきましては、入り会い林野整備計画の審査等について規定しております。都道府県知事は、計画の内容につき詳細な審査を行ない、その結果、認可の申請が適当である旨の決定をした場合には、その旨を公告することといたしております。これは、入り会い林野における権利関係の複雑さにかんがみ、直ちに認可をすることを避けて、利害関係人に異議申し出の機会を与える趣旨に基づくものであります。

第七条におきましては、都道府県知事は、異議の申し出が理由があると認めるときは、入り会い権者の代表者に対して、異議申し出人との協議を命ずることとし、次いで第八条におきましては、その協議がととのわなかったときは、代表者は、都道府県知事に対して調停の申請をすることができるといっております。

第九条は、入り会い林野整備計画の変更の必要が生じた場合における手続について定めたものであります。

第十一条は、入り会い林野整備計画の認可等に関する規定であります。都道府県知事は、異議の申し出がないとき、協議がととのい、または調停が成立したとき等の場合には、入り会い林野整備計画の認可をしなければならぬことといたしております。なお、同条第二項におきまして、金銭の授受を確実に行なわせる趣旨から、認可前に申請人代表者に金銭の供託をさせることといたしております。

第十二条におきましては、入り会い林野整備の効果について規定しております。すなわち、都道府県知事が入り会い林野整備計画の認可の公告をしたときは、その計画の定めるところにより、入り会い権及びその他の権利が消滅し、入り会い権者に対して所有権が移転し、地上権その他の使用収益権が設定されることといたしております。

第十四条は、権利変動についての登記に関する規定であります。都道府県知事は、公告後遅滞なく入り会い権者その他の関係者にかわって、登記の嘱託をしなければならぬことといたしております。なお、入り会い林野整備後における協業化を助長する趣旨から、生産森林組合等への現物出資が行なわれる場合には、都道府県知事は、これら法人のために必要な登記をあわせ嘱託することといたしております。

第三章は、旧慣使用林野整備に関する規定であります。第十九条及び第二十条におきましては、旧慣使用林野整備の実施手続について規定しております。すなわち、旧慣使用林野整備は、農林業上の利用を増進するための事業で国または都道府県が行なうものまたはこれらの補助にかかるとの効率的な実施を促進するために必要な場合に限り行なえることとし、また、その計画は、市町村長が、あらかじめ旧慣使用権者の意見を十分聞き、さらに市町村または財産区の議会等の議決を経た上で定めることといたしております。

なお、旧慣使用林野整備計画の認可の公告による権利の移転、設定または消滅、権利変動の結果の登記等については、入り会い林野整備の場合に準ずることといたしております。

第四章雑則におきましては、主として国の援助措置について規定しております。

まず第二十七条におきましては、都道府県知事による嘱託登記手続の簡素化をはかるため、政令で不動産登記法の特例を定めることができることとしております。

次に第二十八条におきましては、入り会い林野

整備等により権利を取得した者がその権利取得によって得た経済的な利益については租税を課さないこととし、第二十九条におきましては、都道府県知事がこの法律に基づいて行なうこととなる事務に要する経費については、政令で定めるところにより、その二分の一を補助することといたしております。

第五章は、罰則に関する規定であります。附則におきましては、税制上の特例措置を講ずるため、関係法律の改正規定を設けております。

まず、地方税法の一部改正によりまして、入り会い林野整備等により土地を取得した場合に不動産取得税を軽減することとし、また、登録税法及び租税特別措置法の一部改正によりまして、権利を取得した者について登録税を免税とすることともに、生産森林組合等が権利取得者から現物出資を受けた場合の登録税を軽減することといたしております。

以上をもちまして、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案についての補足説明を終わります。

○大石（武）委員長代理 以上で補足説明は終わりました。

○大石（武）委員長代理 次に、農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、木田農林経済局統計調査部長より、前回の本委員会における芳賀委員の質疑に対する答弁に関し、発言を求められておりますので、これを許可いたします。木田統計調査部長。

○木田説明員 四月七日、本委員会におきまして、芳賀委員の御質問にお答えいたしました四十一年てん菜の生産費のことにつきまして、誤りがございまして、つづしんで訂正させていただきます。

四十一年の北海道てん菜の生産費の家族労働費につきまして、男子が八百五十九円、八時間計算にいたしますと、一時間百七円、女子が一日に七百三十六円、八時間としまして、一時間当たり

九十二円というふうにお答えいたしました。これは誤りでございまして、この労働費の平均単価は男女込みで一時間百二十四円四十四銭でございます。かりにこれを一日八時間で換算いたしますと、一日当たり約八百二十円というふうに相なります。

なお、生産費調査におきまして、現地では個々の農家ごとに、時期別に、また男女別に農業臨時雇い賃金で評価いたしておるのでございますが、結果を取りまとめる段階におきまして、家族労働費として一括して計算しております。そういう関係で、現在男女別の平均単価は手元に資料がございませんので、男女込みということで御了承願いたいと存じます。

以上、訂正させていただきます。

○大石(武)委員長代理 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び畜産物の価格安定等に関する法律に基づく昭和四十一年度価格等の告示に關し、政府から報告を聴取いたします。太田畜産局参事官。

○太田説明員 去る三月二十五日と二十八日、二十九日の三日間にわたりまして、法律の規定に基づきます畜産物価格審議会の審議を行ないまして、豚肉につきましては、法律の規定に従いまして三月三十一日、それから加工原料乳の不足払いに基づく加工原料乳の保証価格あるいは加工原料乳の基準取引価格、それから生産者補給交付金にかかる加工原料乳の数量の最高限度として農林大臣が定める数量、それから指定乳製品の安定指標価格、以上につきまして、御承知のとおり、これも法律の規定で、この法律施行後遑滞なく昭和四十一年度は告示をするということになっておりますので、それぞれ御答申をいただきました趣旨に基づきまして、政府内部で検討の結果、四月一日にそれぞれ告示をいたしました。

その告示の内容につきましては、まず指定食肉の関係でございますが、指定食肉の安定基準価格及

び安定上位価格というものをそれぞれ各市場別にきめまして、皮はぎ法により整形をしたものにつきましては、安定基準価格を三百二十円、それから湯はぎ等により整形をしたものは、大宮、横浜、名古屋、大阪、宇都宮、四日市等につきましては三百円、広島、福岡、岡山市場につきましては、市場間格差を考慮いたしまして二百九十五円というところの告示をいたしました。

それから安定上位価格につきましては、皮はぎ法により整形をしたものにつきましてはそれぞれ三百九十円、湯はぎ法により整形をしたものにつきましては、先ほどの安定基準価格と同様に市場間格差というものを設けることにいたしました。広島、福岡、岡山の市場につきましては三百五十五円、それ以外の市場につきましては三百六十円ということと告示をいたしました次第でございます。

それから加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づきます、まず第一の加工原料乳の保証価格でございますが、これは一キログラム当たり保証価格をいたしまして三十七円三銭、一升当たり換算いたしますと六十九円四十三銭、こういうこととなります。

それから加工原料乳の基準取引価格につきましては、一キログラム当たり三十一円八十一銭、一升当たり直しますと五十九円六十四銭、したがって不足払いの額は一キログラム当たりで五円二十二銭、一升当たり換算いたしますと九円七十九銭、こういうこととなります。

それから第三に、補給金の対象になります加工原料乳の数量の最高限度として農林大臣が定める数量というものは、明年度の需給計画に基づいて当初われわれ算出したわけでございますが、その数量をいたしまして九十九万三千トンというものを告示いたしております。

それから第四の指定乳製品の安定指標価格でございますが、御承知のとおり、指定乳製品としてはバター、脱脂粉乳、全脂加糖練乳、脱脂加糖練乳があるわけでございますが、それぞれ、バターにつきましては一キログラム当たり安定指標価格と

して五百七十三円、脱脂粉乳につきましては十二・五キログラム当たり四千二百二十九円、全脂加糖練乳につきましては二十四・五キログラム当たり四千六百七十七円、脱脂加糖練乳については二十五・五キログラム当たり四千二百四十四円というふうに定めまして、告示をいたしました次第でございます。

○大石(武)委員長代理 引き続き質疑の申し出がありますので、これを許します。東海林委員。○東海林委員 畜産物の価格につきましては、単に生産者ばかりでなく、消費者もこれは非常な重大関心を持って見守っておったと思うわけでございます。特に本委員会といたしまして、加工乳の価格につきましては、第四十八国会で新たに成立いたしました暫定措置法に基づいて最初にこれが決定される、こういう関係がございましたので、本法の実際審議に当たりまして本委員会の責任もございまして、先月の二十四日から今月一日にわたりました、政府のこれが実施の方針等について、非常に真剣な質疑がかわされたことは御承知のとおりでございます。そこで、私は、そういう観点に立って、特に本委員会で本法を制定する際にかわされた質疑、あるいは先般のこれが実施に關する政府の方針についての本委員会からわかれた質疑と、今回告示されたこの具体的な数字とを対比してみまして、どのようにそれが具体化されておるかという点を中心として、相当な項目について質問をいたしたいと思っております。

まず第一に、指定食肉の関係でございますが、畜産物価格審議会の答申は比較的抽象的でございます。ただこの安定帯の幅はおおむね前年に準じてやれ、こういうような趣旨になっておるわけでございます。そこで、まずお伺いいたしたいことは、この安定基準価格並びに安定上位価格を算定する、その中心になるいわゆるへそ価格につきまして、従来と同じような算定方式をとったのか、あるいは若干それに修正が加えられておるか、もし変わっておるとすれば、それはどういふふうな理由によるのかという点について、

まず御説明をいただきたいと思っております。

○太田説明員 指定食肉、すなわち、豚肉の安定基準価格と安定上位価格につきましては、決定の問題でございますが、今回一応審議会に出しました算式をいたしましては、いわゆる需給実勢方式と生産費を参酌した方式というものを示しまして、御審議をいただいたわけでございます。その際、試算をいたしまして、基準期間四年という場合と基準期間六年という場合を、需給実勢方式につきましては参考資料としてお出しまして、御審議をいただいたわけでございますが、今回われわれが最終的に決定いたしました価格におきましては、一応現在の豚の価格の動向から見まして、基準期間としてはむしろ四年をとることがベターではないかということで、四年をとることにいたしました。へそ価格、いわゆる中心価格といたしましては、それで算出されました三百五十五円四十二銭というものを基準にして、今回の安定基準価格と安定上位価格をきめた、こういうこととさせていただきます。

○東海林委員 統計調査のほうに伺いますが、いま参事官の御説明によりまして、従来六年をとっておったのが、最近の豚価の実情等にかんがみて四年をとった、こういうことでございまして、何年をとるかというところは、これは非常に答へに影響が出てくるわけでは、場合によっては、最も新しい一年をとれというふうな議論もないではございませんし、あるいは三年をとれというふうな議論がないわけでもないのです。特に四年をいいという説明なんです、それを統計のほうから見て、そういう四年というものが最も妥当だということな点について、どういふ見解を持っておられるか、お伺いしたいと思います。答へは、部長ではなくて、補助員でもかまいませんよ。よくわかっておる人から説明してもらったほうが徹底しますから、そういうふうに委員長お取り計らいをお願いします。

○堀江説明員 お答えいたします。統計の標

本数の信頼度によりまして、豚の場合でございまして、三十八年から拡充いたしまして、したがいますと、三十七年産以前は百数十個しか全国でやっておりますので、やはり三十八年以降といふのが普通には適切と思いますが、なおしかし、いろいろな経済上の情勢に基づきまして、全国平均値でありますれば、三十七年以前の使いましたもそれほどの支障はないと思います。地域別等になりますと、三十八年以降の数値のほうがよろしい、かように存じております。

○東海林委員 いまの説明ですと、調査の資料の整備という点から説明されているようでございまして、四年をとるのが妥当かどうかということの説明にはならぬように私は思うのですが、従来六年をとっておいたものを、今度特に四年をとるのが妥当だということによって、そういうふうに変更したというのですから、そこらの理由を明らかにしてもらわないと私は困るわけなんです、そういう趣旨でひとつ答弁をお願いいたします。

○太田説明員 従来畜産物価格安定法の運用をやつてまいりまして、いわゆるビッグサイクルといふのが三年ないし三年半というふうなことで考へておつたわけですが、これは畜産物価格審議会等の答申に基づきます、従来の法律の運用をやつてまいりました結果、いわゆるビッグサイクルといふものが約半年延びまして、四年をとることが、現在の段階におきます価格の決定方式といたしまして、農家の庭先価格をとる場合の期間として最もよろしいということにございまして、四年をとつたということでございまして。

○東海林委員 六年をとるより四年をとるほうが価格が上がるので、これは生産者の立場からは喜ぶと思うのです。しかし、これは安定価格ですから、一面は消費者の立場も考えなければならぬので、私は、そこらの理由というものはつきりせぬとやはり問題だと思ふのですが、特にその点については、価格審議会からは別に意見はなかつたわけですか。四年という説明が納得されて、妥当である、こういう趣旨で、特に答申にはそれがな

かつた、こういうふうな理解していいのですか、そこらも一応お伺いします。

○太田説明員 実は私、価格審議会のほうに出ておりませんので、どういふ議論が行なわれたかといふことについては、つぶさに承知いたしておらぬわけでございますが、確かに先生のおっしゃるとおり、六年をとると、中心価格は三百四十四円八十四銭というふうなことで安くなるわけでございますが、先ほど申し上げたような理由で、一応四年というものを実は牛乳、乳製品についてもつたというふうなこともございまして、四年をとるのがいいだろうということ、一応四十一年度の指定食肉の価格決定にあたりましては、基準期間として四年をとつた、こういうことに記憶いたしております。

○東海林委員 それから先ほど、価格審議会には二つの試案を出したということにございまして、が、その点については、やはりいま農林省が採用されたほうがいいという審議会の意見がはつきりあつたわけにございまして。

○太田説明員 実はことは、先ほど申し上げた需給実勢方式の四年と六年、それから生産費を参考にした方式といふものをあつたわけにございまして、たまたま生産費を参考にした方式でやりますと、中心価格が三百五十六円五銭というふうなことでございまして、基準期間四年の需給実勢方式とはほぼ同じような中心価格に実になつておるわけにございまして、特に生産費を参考にした方式をとれ、あるいは需給実勢方式をとれというふうな点につきましての御意見につきましては、特に強くどちらの方式がいいんだというふうな意味の発言はなかつたというふうな承知いたしております。

○東海林委員 次の点でございまして、この中心価格から基準価格並びに上位価格を具体的に出す場合の考え方ですが、前年度はたしか上は押えて、下を上げる、こういう趣旨の答申に基づいての告示を農林省がしたと思うのですが、ことしはおおむね安定帯は前年に準じてと、こういう答申

が出ておるわけですか。したがって、この中心価格から基準価格並びに上位価格を具体的に算定する場合の考え方といふことは、それと答申との関連をひとつあわせて説明していただきたいと思ひます。

○太田説明員 実は昨年度の決定にあたりまして、いま先生のおっしゃつたような答申がございまして、豚の枝肉卸売価格の変動係数といふものを当初は一四〇から出しておつたわけですが、これを直しまして、三百八十四と三百四十と決定をしたことは、御承知のとおりでございまして。今回の場合は、いま先生がおっしゃいましたように、おおむね昨年に準じた安定帯を考慮して安定価格の決定を行なうことというふうな御答申をいただいたのでございまして、われわれは、当初変動係数といひましては、上下二二〇という案を算式としてお出ししたわけにございまして、が、今回の価格決定にあたりましては、できる限り安定帯の幅は大きいよりも狭いほうがいいというふうな御意向が、前々から審議会の諸先生方の御意見でもございまして、変動係数を一〇〇と申上げましたように三百九十円、安定基準価格を三百二十円、要するに一〇〇で上下に開いた、こういうことでございまして。したがって、その安定帯の幅は昨年と同様、上と下で七十円の幅がある、こういうことでございまして。

○東海林委員 いまの点は、そうすると、答申の趣旨を十分尊重して、若干農林省の初めの考えを数字的には変動係数等は修正してある、こういうふうな理解していいわけですね。それでは次に、指定乳製品のほうに移りたいと思ひますが、まず、指定乳製品の中の安定指標価格でございますが、初めて今度安定指標価格といふことが出てきたわけにございまして、この算定方式を一応具体的に説明してもらいたいと思ひます。

○太田説明員 法律に基づきまして、安定指標価格につきましては、法律の第十一條の第一項第二号

に「加工原料乳の生産者の販売価格について、主要な乳製品の生産者の販売価格(指定乳製品にあっては、農林大臣が定めるその安定指標価格)」といふことで、農林大臣が安定指標価格を定めることになつております。この安定指標価格が基準になりまして、これから基準取引価格といふものが定められることは、いま先生おっしゃられたとおりでございまして、今回の安定指標価格の算定にあたりましては、 $P = \frac{A \times B}{C}$ という算式で計算をしたわけにございまして。Pはいわゆる求める各指定乳製品の価格にございまして。それからAは基準期間における指定乳製品の需要者渡し価格の平均値、この基準期間としてわれわれが採用いたしましたのは、三十七年の二月から四十一年の一月までの四カ年——先ほどちょっと乳製品等についても四カ年を基準期間にとりましたといふのはこれでございまして、四カ年をとつたわけにございまして。それからBは基準期間に対するIと申しますのは、基準期間に対する価格決定年度の卸売価格指数、これは日銀の総平均を使つておりますが、この変動率といふものをかけまして、安定指標価格といふものを求めたわけにございまして。

そこで、まずバターにございまして、バターは基準期間におけるバターの需要者渡し価格の平均値が五百六十一円三十銭、それからIに相当いたします日銀の卸売価格指数の変動率が一・〇二一といふことでございまして、これを乗じますと、五百七十三円三十銭といふ答へが出るわけにございまして。

それから脱粉につきましては、十二・五キログラム当たりでございまして、過去四カ年のいわゆる基準期間の平均値が四千四百四十二円で、これに一・〇二一という変動率を乗じますと四千二百二十九円。

それから全練は、二十四・五キログラム当たり四千五百八十一円、これに変動率の一・〇二一を乗じまして四千六百七十七円。それから脱練につきまして、二十五・五キログラムで、四千百十八円に一・〇二一を乗じまして

四千二百四円、こういった方式で算出をいたした次第でございます。

○東海林委員 従来、指定乳製品の安定下位価格及び安定上位価格を算定する場合に、まずその中心の価格を出して、そうして下位並びに上位価格をさらに出したわけでございますが、従来の中心価格を算定する方式と、今回の安定指標価格の算定方式との間には、どういふような違いがあるのですか。先ほどのような期間的な違いがあるように一応理解されるのですが、それ以外にありませんか。

○太田説明員 乳製品の需給並びに価格について最近の動向を見ましますと、従来は先生がただいま御指摘になりましたように、七年間というものを基準期間として採用いたしておりますので、この間に二回の変動期があるということで、平均三・五年を一回のサイクルというふうに考えて運用してまいりましたわけでございます。しかし、最近の動向を見ましますと、安定指標価格水準の設定について四年間というものを採用いたしたのであります。それは昭和三十七年、三十八年が不況年で、乳製品の価格が比較的低落した時期であります。それから三十九年、四十年はどちらかといいますと、価格が高騰した時期で、いわゆる好況年であるということが実態上明確にうかがわれますので、その平均水準をもって安定指標として用いることが最も妥当であろうということで、先ほど申し上げましたように、三十七年二月から四十一年の一月までという四か年を基準期間として採用した。基準期間のとり方が、従来七年であったものが四年に変わったという点が大きな違いであります。

○東海林委員 いまの点はわかりましたが、次にお尋ねしたいのは、今回のこの指標価格と現在の市価と比較したとき、どういふことになったおられますか、その点をお伺いします。

○太田説明員 ちよつといま手元に数字がございますが、最近の乳製品の価格というものにつきましては、やや強含みでございますが、先生の御

指摘がありました最近の価格というものにつきまして、現在われわれが定めました安定指標価格よりもやや上位にあるというふうに理解をいたしております。

○東海林委員 そこで、お伺いしたいのは、算式は一応わかたれたのだが、法律から言くと、やはりそのときの経済事情とかなんとかを参酌することになっているわけですか。したがって、現在の市価というものを今度の告示の際には考えたのか考えないのか。もし考えないとすれば、その法律の条文との関連はどのように理解されているのか、そこを御説明願いたい。

○太田説明員 もちろん、とり得ます最も直近の時期までをとりまして、なおかつ日銀の卸売り物価指数による変動率でこれを修正して、先ほど申し上げたように、四十一年一月までのものを採用したというところでございまして、確かに、最近の市価が非常に高いということは、この安定指標価格決定にあたりまして大きな問題であるわけでございます。ところが、単年度をとるといふことになりましたと、こういった安定指標価格をきめてまいります場合の基準として、いかにも不安定なものであるというふうな意味で、先ほど申し上げたように、比較的价格が低落いたしました過去二年、それから比較的价格が高騰いたしました過去二年、合わせて四年間を基準期間としてとるということが、最も安定的な安定指標価格をきめる場合のよき基準期間としては妥当であろうということ、先ほど申し上げたような算式により算出したというところでございまして、

○東海林委員 そうすると、一応はごく最近の四年間というので、最近の数字をとっているの、計算上出てきた数字以外に、さらに特に市価で修正するということとはなかった、こういうことではないですか。

○太田説明員 修正はいたさなかったわけでございますが、申し上げましたように、三十七・四十一年と比較的好況であった時期のもの、基準期間として採用したわけでございますから、そう

いったものが反映いたしておるといふふうにわれわれは考えております。

○東海林委員 指標価格と関連して、あとのほうの基準価格算定に關係するから、お伺いするのですが、指定乳製品以外の主要乳製品の販売価格、あとの基準価格の算定に關係する分をどういふふうに計算しておるか、それを出してもいい。

○太田説明員 先生のおっしゃるは、全粉と家庭用バターと存するのでございしますが、全粉につきましては、安定指標価格に相当するものが十二・五キログラム当たり五千四百四十円でございます。バターにつきましては、家庭用の一キログラム当たり六百六十五円六十銭、それを基準取引価格を算出する場合の安定指標価格に相当するものとして使用をいたしております。

○東海林委員 ここでひとつ、この算定ではないのですけれども、関連してお伺いしたいのですが、畜産事業団が払い下げする場合の払い下げの価格でございますが、従来ややとすると、いままでいへば安定上位価格、今度いへば安定指標価格でございますか、この三割が上になり、一〇割が下になるのが政令でございまして、この上は畜産事業団の払い下げが、この上位価格をこえて払い下げをしている例があるわけですが、私、畜産物価格安定法なりその施行令を見ても、私、畜産物価格を基準としてというふうな法律条文になつておるようですから、一円も上回つてはいけませんというところではないかと思ふんですが、この安定上位価格をきめる趣旨、また畜産事業団の使命から見ますならば、この払い下げ価格が上位価格を相対上回つて払い下げられるというところは、私は許されないとはいへないかと思ふわけですが、そういう事例が周々見られますので、その点について、監督の立場にある農林省としてはどう考えておられるのか、はつきりしてもらいたいと思ふ。

○太田説明員 今回の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法によりまして、第十六条で「指定乳製品等の売渡し」という規定がございまして、先生御指摘の「安定指標価格に相当する額にこれに政令

で定める割合を乗じて得た額を加えて得た額をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に」、「その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売渡す」ともあつた、ただし書きで、特定の場場合には、「農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法で売渡すことができる。」ことに相なつておりました、実は今回の畜産物価格審議会におきまして、この政令で定める割合をどうきめるかということもお話に出たわけでございます。われわれが現在考えておりますのは、上位の割合につきましては四割アップ、三割と考へておつたわけですが、そういう時期もございまして、一応四割、下位のほうは一〇%、これはそれぞれ根拠もあるわけでございます。というふうな割合でこの政令を近く定めたいというふうに考へております。

実際に従来から畜産事業団の売渡しの場合に、先生のおっしゃつたような事態が非常に起つておるわけでございますが、われわれも非常に頭を痛めておるわけでございます。なるべく今回の安定指標価格に近いもので売渡しが行なわれるというところが好ましいわけでございますが、現在の需給の実勢から見まして、そういった事態が起つたことが間々あつたことは、まことに遺憾に存するわけでございます。今後、売渡し数量等をふやすようにいたしまして、何と申しまして、この安定指標価格に近づける、あるいはこれと一致させるということが、この制度の根幹でもございまして、そういう方向に事業団を指導して持つてまいりたい、かように考へております。

○東海林委員 まあ一応そういう趣旨でやつてもいいのですが、いまお話をしたように、相当払い下げの数量がまれば、これは需給の關係上指標価格のところに近寄るというところは期待できると思ふのです。ところが、この払い下げがあまりたくさんでない、しかもその乳製品についてある特定のメーカーが大きなシェアを持つておるという場合に、非常に問題になると思ふのです。

で定める割合を乗じて得た額を加えて得た額をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に」、「その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売渡す」ともあつた、ただし書きで、特定の場場合には、「農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法で売渡すことができる。」ことに相なつておりました、実は今回の畜産物価格審議会におきまして、この政令で定める割合をどうきめるかということもお話に出たわけでございます。われわれが現在考えておりますのは、上位の割合につきましては四割アップ、三割と考へておつたわけですが、そういう時期もございまして、一応四割、下位のほうは一〇%、これはそれぞれ根拠もあるわけでございます。というふうな割合でこの政令を近く定めたいというふうに考へております。

実際に従来から畜産事業団の売渡しの場合に、先生のおっしゃつたような事態が非常に起つておるわけでございますが、われわれも非常に頭を痛めておるわけでございます。なるべく今回の安定指標価格に近いもので売渡しが行なわれるというところが好ましいわけでございますが、現在の需給の実勢から見まして、そういった事態が起つたことが間々あつたことは、まことに遺憾に存するわけでございます。今後、売渡し数量等をふやすようにいたしまして、何と申しまして、この安定指標価格に近づける、あるいはこれと一致させるということが、この制度の根幹でもございまして、そういう方向に事業団を指導して持つてまいりたい、かように考へております。

○東海林委員 まあ一応そういう趣旨でやつてもいいのですが、いまお話をしたように、相当払い下げの数量がまれば、これは需給の關係上指標価格のところに近寄るというところは期待できると思ふのです。ところが、この払い下げがあまりたくさんでない、しかもその乳製品についてある特定のメーカーが大きなシェアを持つておるという場合に、非常に問題になると思ふのです。

で定める割合を乗じて得た額を加えて得た額をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に」、「その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売渡す」ともあつた、ただし書きで、特定の場場合には、「農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法で売渡すことができる。」ことに相なつておりました、実は今回の畜産物価格審議会におきまして、この政令で定める割合をどうきめるかということもお話に出たわけでございます。われわれが現在考えておりますのは、上位の割合につきましては四割アップ、三割と考へておつたわけですが、そういう時期もございまして、一応四割、下位のほうは一〇%、これはそれぞれ根拠もあるわけでございます。というふうな割合でこの政令を近く定めたいというふうに考へております。

いになって、たまたま非常にごく少数のメーカーが大きなシェアを持つておる独占的立場で、事業団の価格がこうだからというので、それが市価になつてしまふ、こういうような点は非常に問題だと思ふのです。それでは事業団の使命というものは全然没却されるような気がするのです。ただいまの参事官の趣旨でやつてもええはけつこうなんです、これはきつめて重要な問題でございまして、あらためて政務次官からもはつきりと御答弁をいただきたいと思ひます。

○飯谷政府委員 お説の点は確かにあると思ひまして、そういう趣旨に沿つて今後努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○東海林委員 それでは次に、原料乳の基準取引価格に移りたいと思ひますが、まず、その場合の標準費、加工費及び販売費になるわけですが、これの調査方法をどういふふうにして調査されたか、その点をまず説明してもらいたいと思ひます。

○太田説明員 製造販売経費につきましては、加工費と一般管理費、販売費、支払い利子等、いわゆる製造販売経費の調査につきましては、私のほうで三十九年十月から四十年九月の一年間を調査期間といたしまして、バターにつきましては四十三工場、脱脂粉乳につきましては三十二工場、全脂加糖練乳につきましては十七工場、脱脂加糖練乳につきましては二十四工場、全脂粉乳につきましては二十四工場というものを調査いたしました。その調査の結果に基づきまして、製造販売経費というものを各乳製品別に算定いたしました次第でございます。

○東海林委員 この調査工場でございますが、これは全国についてでございますか、それとも主要加工原料乳地帯についてでございますか。

○太田説明員 これは全国でいたしております。

○東海林委員 いまの各品目別の、それから項目別の資料をあつて出してもらいたいと思ひますが、出していただけますか。

○太田説明員 お出しいたします。

○東海林委員 まず、ここで伺ひたいのは、そのうちのマージンほどの程度に考へておられるかということ、それから労力費一日当たり、これがどの程度になっておるか、これをお尋ねいたします。

○太田説明員 卸売り業者のマージンでございますが、マージンにつきましては、主要企業経営分析という日銀の調査がございまして、これを用ひまして、三十七、三十八、三十九年度の売り上げ総利益対売り上げ高比率というものを算出したしまして、三十七、三十八、三十九の平均をとりますと、約三〇というところに相なりますので、この三〇というものを卸売り業者のマージンとして見ております。それから製造業の労賃につきましては、われわれの調査によりまして、労務費は結果としての数字だけを先ほどの製造販売経費の算定の際にとつておりますので、一時間当たり幾らかということについては、ちよつと現在のところではわかりかねるということでございます。

○東海林委員 統計調査部のほうに伺ひますが、ちよつとわかりかねるというが、実はこつちがかへつてわかりかねるのです。何人働いて、労賃が何ほになつておれば、一日何ほというのがちゃんと出てくるわけですが、そつちがわかりかねるというなら、聞いているほうはおさらわかりかねますよ。

○太田説明員 実は私のほうの製造販売経費の調査の労務費でございますが、何人何時間働いていのかということまでわかつておりませんので、一時間当たり幾らかということとはわかりかねるということでございます。

○東海林委員 統計調査部に伺ひますが、どうして算定したのですか。

○太田説明員 実はこの調査は畜産局のほうでやつておりまして、統計調査部のほうは関係はいたしておりません。私のほうで先ほど申し上げたようなお答え以外にできないということでございます。

○東海林委員 ちよつと待つてください。さつき

の四十三カ所、三十二カ所というふうな調査は、どういふふうな方法で調査されたか、そこをもう少し調査の初めから説明していただきたい。そうではないと、いまのような説明ではとても納得できませんよ。

○松本説明員 御説明申し上げます。

製造工場の製造販売経費につきましては、実は畜産局が従来から指導上の必要に基づいて調査をいたしておるわけでございますが、そのやり方といたしましては、私どものほうで牛乳、主要乳製品の原価計算要綱というものを定めまして、その要綱に基づいて各会社からデータを出してもらひまして、それをわれわれのほうで集計をいたしておるわけでございますが、その際に、われわれのほうから見まして、その経費の内容に不審のあるものないしはほかの会社と比べて非常に差のあるものにつきましては、われわれのほうから現地に外向きまして、帳簿を見て訂正をいたしておるわけでございます。それで、全般といたしまして、そう不審のないものにつきましては、提出した書類を前提にして集計をいたしておるわけでございます。

ただいま御指摘のございました労賃でございますが、実はこの労務費につきましては、加工費の中を原材料費と労務費とその他雑費というふうに分けて出されておりました。労務費を経費として提出されておるわけでございます。したがうして、その際に一々労働時間まで従来とつておりませんものから、それで一時間当たりが出てこないということでございます。

○東海林委員 そういふところに非常に問題があると思ふのです。いまお聞きすれば、一応調査の要綱、項目というものをきめて、それを会社に出して、会社が出してきて、おかしい点があると思へば、そこは直接調べるけれども、あとは出したものを信用される、こういうふうなことになるんですね。この前の本委員会におけるいろいろな議論等から見まして、こういう点はずっと私は慎重でなければいけないと思ふのです。ただ畜産局

が調査したというから、普通それだけ聞くと畜産局の人が行つて一々調べたかのごとく響くのですけれども、実質聞いてみると、これはこつちで項目は示していただけますけれども、実質的には工場の調査そのものだ、こういうふうな理解せざるを得ないのです。それで、もつてこの利害の対立するメーカーと農民というふうな場合に、こういうものを生ずる問題にもなつてくるし、このやり方はこれはこれはおかしいといへば、これはいま文句を言つても間に合わないのですが、少なくともこれは今後根本的にこの調査方法をやりかえてもらなければならぬと思ひますが、これは政務次官、どのようにお考えでございますか。

〔大石(武)委員長代理退席、委員長着席〕

○飯谷政府委員 私どもも、その点については、確かにお説の点があると思ひますから、十分にひとつ検討いたしまして、基本的に考え直さなければならぬと思つております。

○東海林委員 いずれにしても、こういうところが、またあとほくらも非常に不審なところがあるのではないかとお尋ねするわけですが、政府のせつかくの告示だけでも、なかなかわれわれがすなおにそれでございましてか了解できない一つの理由なんです。またあとに出てきますから、いろいろと質問を続けてみたいと思ひますが、少なくともいま次官が御答弁になりましたように、こういうやり方だけは根本的にぜひやりかえるような方向で御努力をお願いしなければならぬ、このように思ひます。

そこで、次に、基準価格を出す場合の各品目のウエイトの問題なんです、これは資料としていただいておりますけれども、これは一体どういふふうな考え方でこのウエイトをとつておられるか、そこをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○太田説明員 需給計画に出でまいります主要な乳製品の生乳換算量のウエイトというものをを用ひまして、それぞれウエイトをつけておるということでございます。

○東海林委員 これは数量ですか、価格についてですか、どちらですか。

○太田説明員 生乳の仕向け量でございますので、価格ではなしに、量でやっております。

○東海林委員 これは全国の全生産量をとっておるわけですか、それともこの調査の箇所だけにとつておるわけですか、それともまた何かほかのものにとつておるわけですか。

○太田説明員 全体の需給計画から出てきました数字でございますので、全国の数字ということになるわけでございます。

○東海林委員 そこで、お尋ねしますが、加工原料乳のいろいろな規定は、いずれも主要加工原料乳生産地ということで、御承知のように、今度は北海道ほか六県をとつておるわけです。それとの関連で、全国をとつておることは、理論的には私は問題じゃないかと思うのですが、それはどういふふうに考えられますか。

○太田説明員 基準取引価格につきましては、御承知のとおり、年間それによつて加工原料乳がメーカーと生産者の間で取引される全国の価格でございますので、保証価格につきましては、まさに先生のとおっしゃったとおり、主要加工原料乳地帯になつておりますが、基準取引価格につきましては、こういった全体の数字を用いてやることに誤りはないというふうに考えております。

○東海林委員 このあとの不足払いが保証価格から基準価格を引くわけですから、片一方は一道六県だ、片一方は全国だ、何かそこに、これは私も実は判断に迷うのですが、統計調査部の方で統計的に見て、そういう統計のとり方というものがあのかないのか、ひとつそこを統計の専門の立場からはつきりしてもらいたいと思います。私も実はこれは非常に判断に迷つておるから質問するわけですが、いずれにしても、ちょっとおかしいという感じだけは私は強く持つわけです。これは調査部が調査しなかつた疑問の点は聞いておるかと思うのですが、統計の専門の立場から見ると、そういう計算のしかたがいかに悪いかという

点で、統計学的にひとつそこを判断していただきたい。その上で畜産局の方で答えてください。

○堀江説明員 お答えいたします。

この問題ですと、やはり制度からくる問題とされていますので、ちょっと統計上からの判断はできませんが……

○太田説明員 結局、前の答弁を繰り返す以外にないわけでございますが、基準取引価格につきましては、全国ベースで、要するにメーカーと生産者の加工原料乳の一年間の取引の基準となるべき価格をきめるわけでございますので、全国の数字を用いるというところで何ら支障はないと思ひます。それから保証価格につきましては、法律の規定上もはつきりと「生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として」とございまして、これは先生御指摘の一道六県という主要加工原料乳地帯の生産費を基準にして保証価格を定めたということでございますので、その差がいわゆる不足払いになるということでございます。制度そのものから何らそういった算式が矛盾してないというふうに考えております。

○東海林委員 適用されるのは全国、それはよくわかります。しかし、その不足払いの差額を出す場合に、片一方は一道六県だ、片一方は全国なんだ、そういう組み合わせで計算することは、これは何といつても数学としておかしいですよ。それは適用されるのはわかりますけれども、そこに矛盾を感じませんか。

○太田説明員 御承知のとおり、基準取引価格は、定安指標価格から当該乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用の額を控除した金額を基準として定めるところになつておまして、指定乳製品そのものは全国に流通をいたしておまして、制度そのものといつたしまして、基準取引価格の定め方というのは、いま申し上げたように、指定乳製品の定安指標価格を基準として定めるわけでございますので、その際、加工原料乳がどういふふうにそれぞれの製品に仕向けられるかとい

うのは、むしろ、全国ベースの数量をとることのほうが、加工原料乳地帯の数量をとることよりも適切であるというふうに考えております。

○東海林委員 この問題は、いまさら参事官が違つていましたでは、それじゃ告示を直さなければならぬからたいへんなことで、そういう答弁はできないだらうと思ひますが、私は、これはさつき言いましたように、確信を持って間違いないというふうに断定的にはちよつと申し上げるだけの自信はございません。ただ、いずれにしても算式ですから、数学としてはおかしい数学だ、こういうふうに思ひますから、これはもう一度そういう意味で御検討をお願いしたいと思ひわけでございます。

そこで、基準取引価格が出てきたわけでございますが、そういたしますと、現在メーカーが実際に酪農民に払つておるところの原料乳価格と、この基準取引価格を比べてみて、どういふ結果になりますか、それをはつきり数字的に出していただきたいと思ひます。

○太田説明員 今回定めました加工原料乳の基準取引価格は、先ほど申し上げましたように、一キログラムで三十一円八十一銭、一升当たり直しますと五十九円六十四銭ということでございます。

先生も御承知のとおり、従来の乳価取引というのは、混合乳価ということでございます。加工原料乳あるいは飲用乳という用途別取引になつておりました。われわれが一応承知いたしております数字で申し上げますと、大体混合乳価として一升当たり五十七円ないし五十八円というが、従来の混合乳価の取引の水準であらうというふうに考えております。

○東海林委員 たとえば主要加工乳地帯においてメーカーが払つておる価格と比較してみてもいいと思います。全国的に言うたのじゃ比較になりませんから……

○太田説明員 農村物価賃金調査に加工向けと思はれるものの価格が出ておりますが、それにより

ますと、四十一年一月現在の数字が三十三円二十銭ということに相なっております。

○東海林委員 さっきの五十七円、五十八円というのは、基準価格で、そのほかの出荷奨励費とか品質の奨励とか、そういうものを全部入れたのが現実の乳価なのだと思うのですが、五十七円、五十八円というのは、いわゆるメーカーのほうで言うておる乳価というもので、奨励費とかさういふものが入っていない数字じゃないですか。ところが、今度の基準価格というのになりますと、さういふものを一切含めたものになります。ですから、同質のものとして比較してもらわないと比較にならない。

○太田説明員 従来の乳価の問題につきましては、結局繰り返すになります。用途別取引ということが行なわれておりませんので、先ほど申し上げた統計調査部の農村物価賃金調査によりまして加工用と思はれるものの価格ということと申し上げますと、三十三円二十銭ということに相なっております。

○東海林委員 いまの数字からいうと三十三円二十銭になる。ところが、今度の基準価格という三十一円八十一銭ということになるわけですが、そうすると、メーカーとしては、ここで一円三十九銭ばかり支払いが少なくて済む、こういうことになるわけですが、皆さんのほうの考え方からいけば、これは従来混合乳価で、市乳の分には一部おんぶさせて、加工乳のほうをそれだけ高くなつておつた、こういうことだつたらうと思ひます。

したがって、今度の基準価格というものをきめる以上は、メーカーのそういう分は、加工乳のために市乳が犠牲を負つておつたような面が今度は完全に戻されないと、ただいたずらにメーカーのほうだけがもうけるということになるわけですね。そこをどういふふうにして、完全にメーカーがただもうけるというふうなことでなしに、現実には酪農民に還元されるということが可能になるのか。その点法律的な規定がないわけですから、そこがうまくいかなければ、これは酪農民のための法律で

なくて、メーカーのための法律だというような批判を受けやすいのです。この点はきわめて重大な問題でありますので、はっきりしていただきたいと思うのです。

○太田説明員 どうも私の説明が少し不十分だったので、先生の誤解をお招きしたようでございますが、実は加工用の三十三円二十銭というものは、生産された生乳の五〇％以上が加工に向けられる地帯における混合乳価が三十三円二十銭というところでございまして、メーカーが一円何がしもうけたということではないわけでございます。これがさらに市乳と加工乳の用途別取引になりますれば、それぞれ分かれてくるわけでございます。今、回定めました基準取引価格というものは、先ほど来申し上げたような過程を経て定められたものでございまして、これによってメーカーに不当にもうけさせたということではないと信じております。

それから市乳の問題、飲用乳の問題が先生からお尋ねがあったわけでございます。これは先般芳賀先生の御質問に対して畜産局長からお答えいたしましたわけでございますが、今回の不足払いの制度によりまして、一元集荷、多元販売を行ないます指定生乳生産者団体というものを各県につくったわけでございます。これによってメーカーとの市乳価格の決定における交渉力が非常に強化されたというところが一つございまして、従来の混合乳価取引を改めまして用途別取引にする、しかも価格に見て不利でありますところの加工原料乳につきましても、政府の財政負担をもつて不足払いをいたすというようなことでもございまして、生産者サイドに非常な力づけをいたしたわけでございます。で、メーカーとの価格交渉には、これによりまして、いままでよりも強力に当たれるというようにわれわれは考えているわけでございます。御承知のとおり、市乳につきましては、それぞれの地域地域の需給実勢によつてきまるということが基本であるわけでございます。われわれといたしまして、実は市乳につきましても製造経費等

の調査もいたしておりますので、これはそれぞれ工場の規模あるいは地域等によつて必ずしも一律にまいらないわけでもございますが、そういう資料も指導機関あるいは団体等にお示しをいたしまして、乳価交渉の際、こういったものも参考にしましてメーカーに当たつていただきたいというふうに指導してまいりたいと思っております。

○東海林委員 市乳の問題はあとでもう少し触れたいと思つておりますが、いまの問題です。そうすると、現実的に加工原料乳に支払われるメーカーの価格というのは、数量の九十九万三千トンを各県別に割つた数量に基づいて、その範囲では基準価格で払われる、こういうことになるのでしょう。そこは違ひますか。メーカーが払うのは基準価格と大体一致して払われる、こういうことになるのと違ひますか。

○太田説明員 取引の基準になる価格としては、今回告示をいたしました加工原料乳の基準取引価格、この三十一円八十一銭というものが取引の基準になるというふうに考えております。

○東海林委員 そこで、お伺いしたいのは、いま市価と基準価格との関連で質問してちよつとはつきりしなかつたので、私も一つ別な立場からお伺いしますが、先ほどもお答えありましたように、現在の加工品についての市価は非常に強気だ、こういうことでございまして、そうしますと、加工乳製品の実際価格というものが、指標価格よりも上回る、こういうことになるわけですね。そうなりますと、指標価格から出てきたいわゆる基準価格というものが、その線でメーカーが大体払うということになる、その線がメーカーが大体払うという分については、それはメーカーが何らかの方法で酪農民に還元しないと、メーカーのふところをこやす、こういうことになるという理屈だけははつきりするだろうと思つて、それに対してどういふふうなことになるのか、お答えを願ひたい。

○太田説明員 まさに先生の御指摘なされたような問題がこの問題にあるわけでございます。やはり安定指標価格につきましては、先ほど政務次官もお答えになりましたように、やはりこれを維持するということがこの制度の根幹になるわけでございます。今後需給上必要と認められる数量を輸入等手配をいたしまして、できる限りすみやかに安定指標価格の線に近づけるという努力を続けてまいりたい、かように考えております。

○東海林委員 その努力をしてもらうのは当然なんでしょう、しかし、努力する過程において、そういうものは当然出てくるわけですよ。そうして、努力はするとはいひながら、常に安定指標価格に一致しているなんというものは、もうこれはとても考えられないので、それを上回る場合、あるいは反対に下がる場合もあり得るかもしれない、上回っているわけなんです。そこで、そういう場合の処置をどうするか、そこはつきりしない、これはメーカー保護法だという非難を受けるので、われわれも非常に心外なんです、そこらをもつとはつきりしてやらなければならぬ。ただ指標価格に近づけるために努力するんだ、これは当然のことですけれども、常に一致しておるといふことは期待困難な場合が多いから、特に現在の状況においては、先ほどの答弁のように、はつきりと乳製品が高いということがあるのですから、そこでどうするかというのを伺つておるわけですね。

○太田説明員 現状におきましては、いま御指摘のような事態があることも認めざるを得ないわけでございますが、必ずしもそういう事態ばかりで推移するとも考えられませんが、場合によつては、基準取引価格を算出した安定指標価格以下に下がることもあるわけでございます。そういう面から見まして、できる限り安定指標価格の線に近づけるようなことを今後やつてまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○東海林委員 どうも多くの質問と合わないんだが、それは努力するということとはわかるんだけれども、

ども、しかし、現実にもうけがメーカーのふところにある場合に、酪農民に払うのはやはり基準価格でいいんだという考えでおると、そこに問題が残るので、あるいはそういう場合には臨時的に賞与も出すとか、何かそういうような指導のあれがないと、これはほんとうにメーカーがぼろもうけすることになるんじゃないですか。そこらの問題について……

○太田説明員 今回の制度によりまして、用途別取引という方式を打ち出したわけでございます。加工原料乳につきましては、この基準価格というものを基準にしてやつていただくわけでございますが、実際の需給実勢価格が安定指標価格をこえているというふうな事態があります場合には、当然乳価交渉の際、生産者団体といたしましては、市乳部分につきまして、その面はさういった余裕があるではないかというふうな意味で、市乳交渉にあつたそれが生産者団体に有利に働くというふうなことは、十分考えられるというふうに思ひます。

○東海林委員 生産者団体としてそういう要求をするのは当然だし、黙つていても要求するだろうと思ふ。ただ、監督、指導の立場にある農林省としての態度はどうかということをお聞きしておるわけですね。生産者としては当然さういふことは見のがさず要求するだろうと思ふ。しかし、いままでのメーカーの態度からいって、法律ではこうなつておるのだ、農林省から別に何もございせんというところになれば、簡単に市乳交渉で酪農民の要求に応ずるというふうなことは、私は期待困難だと思ふ。それではまずいと思ふのだけれども、実情はさういふふうに思ふものだから、それで農林省の態度はどうかということをお聞きしておるのですよ。酪農民の態度がどうあろうということには私にはわかりません。

○太田説明員 先ほど申し上げましたとおり、基準取引価格は安定指標価格を基準にして定めておるわけでございますが、現在のような状況でございますと、そういう問題も起こるかと思ひます。

が、必ずしもそういった状態がずっと続くという
ことばかりでないことも考えられるわけござい
まして、われわれとしては、やはり安定指標価格と
いうものにできる限り指定乳製品が近づくと
いうのが努力を続けて、この基準取引価格とい
うのが加工原料乳についての取引の基準になるとい
う制度を維持してまいりたい、かように考えてお
ります。

○東海林委員 私が開いておると、指標価格を上
回ることだけを心配して、それを指標価格に近づ
けるということだけを考えると、結局輸入の増大
ということに結論はなってくるわけ、これは
また問題になつてくる。これはどうもばかに臆病
な答弁ばかりされておつて困るのだけれども、私
は指標価格に近づけることをどうも言つておる
のではなしに、またあなたは私が聞きやせぬの
に、長期なんということを言うけれども、こつち
は一つも長期なんということは聞いていない。短
期的にそういうことは経過的にあり得る。そうい
う場合にただ黙つておつて、メーカーのふところ
に入れたらたはまずいんじゃないかという趣
旨で聞いておるわけなんです。もちろん、生産者
からそういう場合は要求が出るだろうが、監督、
指導の立場にある農林省としては、そういうこと
に対してどういう態度なりという指導をされる
か、こういうことを聞いておるのだから、参事官
としては答えてくれば、これは政務次官からお
答へ願ひよりしかたがないと思ふ。

○仮谷政府委員 確かに東海林先生のおっしゃる
のはわかるわけだけれども、ただ、それについ
て農林省がどういう態度で臨むかということ
になりますと、これは参事官もいまお話しありま
したように、確かに現在のような場合には市価が
上がつておりますから、考え方によれば、メー
カーがそれだけでもうかることになるわけ
であります。それをあまりもうかつた場合には、
ざつとばらんに申しますと、適当に吐き出せ、そ
ういう措置を強力にやると、逆に下がつた場合に
持ち込みせよというおそれも、理論的にはないわ

けではない。そういう問題もありますものですか
ら、この問題は、現実の問題としてやはり十分に
研究も検討もしなければならぬ問題じゃないかと
思ひます。先生の理論としてはよくわかりまし
す。

○東海林委員 それでは、この問題は必ずしも私
満足でございませぬけれども、農林省としてはそ
の程度しか答弁できないとなれば、それはあれ
すが、一応そういう問題があることだけは十分留
意していただきたい。

それでは次に、いよいよ問題の保証価格の点に
ついて御質問をいたしたいと思ひます。

まず、この間、三月二十四日から四月一日まで
数回にわたつて、わが党の芳賀委員から大臣に、
この問題についての質問があつたわけですが、あ
のときの、四月一日の一番最後の大蔵省の御答弁の
要旨をここで一度申し上げますと、一つは、
昨年の第四十八回国会においてこの法律を審議し
た際に、前赤城農林大臣が言われたように、保証
価格の算定の基礎にする生産費の中で、自家労賃
の算定にあつたのは、当該地域における他産業の
従事者と均衡のとれるような労賃を考へるのが好
ましいという、その基本的な点については、こ
れを現大臣としても尊重し、継承するのだとい
うこと。それから第二の点としては、しかし、今年
度に関しては、初めからこれを全面的にそのよう
に実施することは、いろいろ困難な点もあるの
で、その趣旨を考へながらも、現段階における実
情を十分考へながらきめたい。第三点としては、
しかし、今後の問題としては、なるべくすみやか
にその原則どおりの算定が実現できるように努力
したい、こういうような御趣旨のように私は聞い
ておつたのでございしますが、その点、これからの
質問をする上にも、もし私の考へが違つておれば、
これはまた途中で食い違ひがでますので、その
点、もう一度再確認する意味で、私が理解してお
るような程度の大蔵省の答弁の趣旨であつたとい
ふに考へてよろしいかどうか、これは政務次官
からひとつお答へ願ひたいと思ひます。

○仮谷政府委員 この問題は、ずいぶんいろいろ
議論されて、結論的に大臣から御答弁を申し上げ
たので、趣旨としてはそのような意味であつたと
了解いたしております。

○東海林委員 いまお聞きのとおりでございま
す。この点は、私も、単に農林省の見解とい
うことではなしに、政府の見解としてこれを受け
取つておるわけなんです、大蔵省としても、政
府の一部として、いまの御見解には異論もないの
と思ひますが、その点、念のためにひとつ大蔵省
の見解をお尋ねいたします。

○嶋崎説明員 いろいろな計算のやり方で、農業
関係の場合、自費労賃をどういふぐあいに考へる
かという問題は、たびたび方々の場で議論がされ
ておるうちに聞いてゐるわけでございます。しか
しながら、基本的に重要なことは、財政の負担に
おいて所得均衡を全面的に価格決定の中に入れて
いくというの、大蔵省としては適當でないとい
うぐあいに考へております。ただ、農業の生産性
をあげることにつとめて、将来そういうものが実
現をされるという方向に施策を重ねていくことが
重要な事柄であらうと考へておる次第でございま
す。

○東海林委員 それでは農林省のほうにお尋ねい
たしますが、この保証価格についての畜産物価格
審議会の答申はきつめて抽象的であるのですが、
ただその中で一つだけ具体的なものは、ちよつ
と読んでみますと、「加工原料乳の保証価格につ
いては、加工原料乳地域における生産者の
確保と生乳帯の安定を図ることを旨として定め
ること。なお、保証価格の算定における自家労働
の労賃と均衡のとれることを旨として定めるべき
である」という意見もあつた。こういうような答申
が出ておるわけですか。そこで、私がお尋ねいたし
たいのは、今回の告示に出ました数字は、先ほど
確認をいただきました四月一日の大蔵省の御答弁の
趣旨と、それからこの価格審議会の答申の趣旨を
どのように尊重されて、今回のこのような数字が
出たのか、その点をお尋ねいたします。

○太田説明員 今回の保証価格の決定にあたりま
しては、酪農のよろもろの政策の展開と相まちま
して、酪農家の自家労働報酬をできる限り当該地
域の他産業労賃と均衡のとれるものにしていき
たいという趣旨に沿ひまして、現段階におきま
す酪農経営の発展の趨勢及び生乳取引の実態から見
まして、加工原料乳の価格形成上合理的と認められ
る範囲内におきまして配慮するということにいた
しまして、当初原案を再検討いたしました。不足
払いを通ずる農家所得の増大をはかるという趣旨
で、相当の修正を加へまして、その引き上げを行
なつた次第でございします。

○東海林委員 それでは具体的に少し内容をお聞
きたしたいと思います。まず調査農家、これはど
ういふ農家が調査されておるのか、階層別とい
いますか、規模別といふますか、そういう点も含め
て、あるいは地域別、階層別にどういふような調
査になつておるか、そこをひとつ伺いたい。

○太田説明員 一道六県といふゆる主要加工原料
乳地域における生乳の生産費の調査でございま
すが、集計戸数といひましては三百七十八戸、一
頭規模が三十三戸、二頭規模が五十九戸、三頭規
模が六十四戸、四頭規模が五十三戸、五頭、六頭
規模が六十七戸、七頭ないし九頭規模が五十八
戸、十ないし十四頭規模が三十三戸、十五ないし
十九頭規模が八戸、二十ないし二十九頭規模が三
戸、こういうことに相なつております。

○東海林委員 これは統計調査部で調査されたの
か、畜産局で調査されたのか。

○太田説明員 統計調査部で調査をいたしたもの
でございします。

○東海林委員 それから全体の調査農家とこの計
算に採用した調査戸数との間に差はありますか、
ないのですか。

○太田説明員 一道六県はいま申し上げたように
全部とつておるわけでございます。

○東海林委員 ちよつと待つてくだされ。一道六
県で三百七十八戸を調査したということですね。
その中で、考へてみて、非常に異常なものは除く

というのが普通ですが、この場合にはそういうものが除かれておるか、ちつとも除いていないか、それを聞いておるのです。

○太田説明員 集計したのが三百七十八戸でございまして、異常なものはたしか除いたはずでございします。

○東海林委員 それは何戸だということを聞いておる。

○太田説明員 統計調査部で調査をなさった資料をもとにいたしまして、私のほうでそれを集計いたしました。主要加工原料乳地域における生乳生産費を出したわけでありまして、それに用いたのが三百七十八戸ということで、実際に調査をいたした数とは若干の食い違いがあるかと思ひますが、幾ら落としたか、いまちよつと資料が手元にございせんので、調べまして後ほどお答えしたいと思います。

○東海林委員 それでは幾ら落としたかということとを、地域別、階層別にどこで何戸落としたか、あとで調べてはつきり出してください。こういうのは保証価格の議論をするにつけてきわめて大事なことから、持つてこないというのは私が議論をするのに非常に困るのです。普通なら質問を保留したいのですが、それもできませんので、先に進めますが、今後こういう大事な点ははつきりしていただきたいと思います。

それでは次の質問をいたします。この場合、問題になりました自家労賃はどういうふうに算定されましたか。

○太田説明員 自家労賃につきましては、農業臨時雇用賃金を用ひまして、三十九年七月から四十年六月までの主要加工原料乳地域における農業臨時雇用平均賃金というものが一時期間あたり九十円六銭ということに相なっております。これを農業労賃の上昇率、三十九年七月から四十年六月までの分母とし、四十年十一月から四十一年一月までの上昇率を分子といたしまして指数を出したわけですが、それによりまして一・一〇九、これを九十円六銭に乘じまして、九十九円八十九銭という

ものを用ひて自家労働の評価をいたしておる次第でございします。

○東海林委員 これは、一番初め価格審議会に参考資料として出したのがこれであると思ひますが、告示の数字もそのとおりですか。

○太田説明員 一応生産費を推定いたしましたときに用いた数字は、この九十九円八十九銭というのを用ひております。

○東海林委員 だから私がお伺ひするのは、告示の基礎になった生産費は九十九円八十九銭でございしますかと聞いています。

○太田説明員 そのとおりでございします。

○東海林委員 それでは畜産物価格審議会に参考資料として出した自家労賃のあれは幾らになっておりますか。

○太田説明員 九十九円八十九銭を当初の試算として出しております。その後委員の方の御要求がございまして、これと違つた数字を参考にお出ししたことはお出ししたしておりますが、一応告示に用ひましたのは、この九十九円八十九銭というものを採用しております。

○東海林委員 そこで、お尋ねしますが、そうすると、この間、一週間にわたつて本委員会でも議論して、自家労賃について、ことしは全面的には昨年赤城農林大臣が答弁した趣旨を採用するわけにいかないが、しかし、基本的にはそれを尊重しながら、現段階の事情に合うようにしてやりたい、こう言われたこととの関連はどういうふうに理解したらいのか、皆さんのほうで畜産物価格審議会に出された資料というものは先月の二十五日、原案はその前にできておつたはずで、大臣がいろいろとすつたんだ答弁を繰り返して、あつちにいったりこっちにいったりした結果、反省して四月一日に言われた答弁と、どういふふうにかつこれを関連して理解していいのか、私は理解に苦しむわけですが、どういふふうにかつ理解したらいのか。

○太田説明員 この点につきましては、先ほど、今回の告示された保証価格の内容に農林大臣の発言がどのようになつておるかという質問に對してお答え申し上げましたとおり、やはり農家所得の増大というより見地から、当初の原案に對しまして、一升当たり一円二十七銭、キロ当たり六十八銭というふうに原案を大幅に修正いたしました。決定をいたしました次第でございします。

○東海林委員 そういたしますと、いまの修正した六十八銭というのは、自家労賃の換算について修正したのではなしに、一応自家労賃というものは日雇い労賃で計算して、最後に全体的に諸般の情勢を考慮して六十八銭をつけ加えた、こういうことになるわけですか。

○太田説明員 生産費の決定の問題でございまして、過程におきましてはいろいろな議論があつたわけですが、労賃につきましては、先ほど申し上げたように、現段階におきましては一応九十九円八十九銭というものを採用して、その他の費目で合理的と思われる点を一部修正いたしました。先ほど申し上げたように、六十八銭というふうな修正をいたしましたわけでございます。

○東海林委員 そういたしますと、これはきわめて重大だと思ひます。先ほど再確認したように、坂田大臣も、前赤城農林大臣が昨年法律審議の際に言明した趣旨は、これを継承して尊重する、そう言われたので、あの前赤城農林大臣の答弁は参事官も読んでおられるだろうと思ひますが、ただこれも、米のように都市の他産業従事者の労賃をとるといふのも適當とは思ひません。しかし、その地域における日雇い労賃をとるのも適當と思ひません。そこで、その地域における他産業の労賃とつり合ひのとれることが望ましいから、そのようにしたい、こういうことを言つて、日雇い労賃は適當でないといふこともはつきりおっしゃつておるのです。そういう立場にあるにかかわらず、幾らか修正したとはいひながら、それは何かあつて政治的につけ加えたやうなふうにかつわれわれは受け取れないので、それではこの間この委員会であれだけ議論した価値がないと思ひます。自家

労賃の換算を直ちに他産業の労賃はとれなくとも、少なくとも日雇い労賃はとらないで、何らか別な労賃をとつたとか、その日雇い労賃をとるにしてもそれをある程度修正したとか、そういうことがあれば、現段階の状況をしんしゃくはしたが、しかし、基本的には赤城さんの言明されたことを尊重してということになるけれども、労賃は日雇い労賃なんだ、ただ、それでは社会党なりはかの人がかまひから、あとで六十八銭をつけ加えたのだ、こういう形では、せつかくあれだけ熱心に論議したことが何ら意義がなかつた、また大臣の言明されたことが尊重されてない、こういうふうに私は断ぜざるを得ないので、きわめてそれは遺憾ですが、これはさういふふうになつてゐるのです。私も一応あれを見まして、まあ不完全ながら自家労賃を幾らか手直ししたなという感じを持つて、それならば誠意の百分の一か知らぬけれども、幾らか誠意は認められないでもないという感じを持つておつたのだけれども、いまでは全然誠意がないといふふうになつてゐるのです。そこは政務次官どうですか、これはきわめて重大です。

○飯谷政府委員 いろいろ議論がありました。大臣もあつて御答弁を申し上げまして、さういふ趣旨に沿つて最善の努力をいたしてまいつたわけでありまして、自家労賃の換算の問題になつてまいります。簡単に指数を変えて、そして直ちにそれを幾ばくか増していくといふたやうな事務的、技術的な作業にもなかなか困難を來たす状態でありましたので、六十八銭の引き上げもわれわれとしては決して容易にできたものでもございませう。大蔵省と折衝に折衝を重ね、むしろ大蔵省としては、なかなかそれに対して納得がいかないわけでありまして、価格の決定についてはこまめな努力を積み重ねてまいつたわけでありまして、最初の趣旨を決して殺してしまつたといふわけではございませぬけれども、ただ、今日の場合においては、直ちに自家労賃の換算を幾ばくか変えるとい

問題については、いろいろ困難な事情等もございまして、ただいま参事官の申し上げたような結論に実は相なつたわけでありまして、御了承をいただきたいと思います。

○東海林委員 私は、これは絶対了承できないのです。われわれがこの間あれだけ議論した過程では、何も数字を上げるとか何とか数字のことを言っているのじゃないのです。本委員会としてあの法律を審議した責任もあるし、国会審議の權威から見ても、筋の通らないことは困ると、こういう趣旨で議論したので、何ぼ上げてくれとか、何ぼでいかなければいかぬとか、そういう趣旨で言ったのじゃない。全体として六十八銭をつけ加えたという事は、私は絶対に納得できません。私のこの点に関する質問は、大臣の来られる別の機会にして、これは留保させていただきます。

○芳賀委員 いま太田参事官から重大な発言がありました。この点を間違ひのないようにまずはおつきりしていただきたいと思ひます。

今回の保証価格の告示価格の中における自家労働の計算については、政府も従来の方針どおり農業の日雇い労働を採用したこと、その日雇い労働というのは、当初からの方針どおり、一時間にして九十九円八十九銭である。まず、この点であります。一貫して日雇い労働を採用するというこの方針は変えない、つまり、堅持したということですね。それからもう一つ、最初の政府の試案に対して、保証価格のみについてはキロ当たり六十八銭、一・八七五キログラム当たりは一円二十八銭の修正が行なわれたが、これは農家の自家労働の報酬に対する所得上の修正ではない。当然必要な経費部面において若干のミスがあつたのを、生産費といわれる必要な経費については、当然これは妥当なものを見なければならぬので、その分を誤謬の訂正を行なつたのが、一升当たり一円二十八銭、キロ当たり六十八銭である。したがつて、農家の所得というものは、これは自家労働の報酬以外にはないわけですから、生産者の所得部面に対しては、一貫して一時間当たり九十九円八十九銭である。六十八銭の引き上げについては、物財費の投下等必要な経費の算定上若干の誤りがあつたので、それを是正したのにすぎない、断じてこれは自家労働の報酬に対しての手直ではない、こういうふうに関心取れたわけですが、そうであればそういうふうにはつきりしてもらへばいい。これは記録にとどまるわけですからね。

○太田説明員 先生のおことばの中に計算上のミスを直したというおことばがあつたわけですが、決してわれわれはミスとは考えていないわけでありまして、資本利子、特に自己資本等の見方につきまして、やはり農家の所得の増大というよりな見地から引き上げを考慮して、修正をいたしましたというふうなことでございます。

○芳賀委員 それでは資本利子について認むべきでないものを水増ししたというのですか。資本利子の点でそれだけ水増しして、これは資本利子としては妥当なものではないが、この水増し部分だけについては、これは農家の収益になるものである、そういうインセンキだというのですか。どういうわけであつたらうか。所得に対してこれだけの賃金上の手直しをしたと言ふことを避けるわけなんですか。じゃ資本利子の計算はどういうふうに修正したのですか、六十八銭というのはいくらですか。

○太田説明員 資本利子の評価のしかたはいろいろあるわけでございます。当初原案では生産費調査で用いております四分というのをを用いておつたわけでありまして、やはり資本利子等の見方につきまして、固定資本利子、流動資本労働の資本利子に分けまして、それぞれ実際の私のほうの調査によりまして借り入れ比率等を用ひまして、借り入れの分につきましては、現に借り入れている借り入れ金利の七分四厘五毛というものをを用ひ、それから自己資本につきましては、米価で算定している場合と同様に、五分五厘というものをを用ひまして、固定資本利子を出しました。それから流動資本労働の資本利子につきましては、借り入れ資

本利子、自己資本利子のそれぞれ回転率を年に四回転というところで、回転率等を手直しをいたしまして、資本利子の修正をいたしたということでございます。

○芳賀委員 それは当然のことでは。水増しがあるというが、それをつきりしてください。水増しがあるというが、水増しとか何とかいう問題ではございませぬ、資本利子の見方につきましては、いろいろ見方があるわけでございます。当初生産費調査で用いております四分というのをを用いて原案をつくつておつたわけでございますが、国会におけるいろいろな議論もございまして、やはりこの不足払いということが直接農家の所得増大にも通ずることでございますので、資本利子の評価につきまして若干の手直しをいたしまして、少しでも農家の所得の増大に資するような修正をいたしましたというところでございます。

○芳賀委員 その四分は四分何厘になつたのですか、これは今後の計算上の基礎になるのですから……。

○太田説明員 先ほど申し上げましたように、固定資本のうちの借り入れの部分につきましては、実際に借り入れ金の利率と見られます七分四厘五毛、それから自己資本利子につきましては、五分五厘というのをを用ひたわけでございます。それは不当ですか。

○太田説明員 あたりまえではないかというあれもありますが、評価のしかたの問題でございまして、こういうふうになつたわけは評価をいたしたということでございます。

○芳賀委員 ちやうど大蔵省の主計官もおるが、それは妥当な評価でしよう。水増しがあるか、はつきり言つてもらいたい。主計官も相談してやつたのだから……。

○嶋崎説明員 自己資本利子というの、一つの仮定の計算でございませぬ。したがつて、われわれはそのよそのいろいろな生産費の調査の場合を考へるならば、当然四分でいいではないかという議論をしておつたわけでございますが、議論の過程において、いろいろ不足払いの問題につきまして農林省と協議をし、幹部とも御相談した結果、五分五厘の評価という考え方もとり得るではないかというところで、五分五厘という形をとつたわけでございます。

○芳賀委員 では今後はそれは五分五厘ということであるわけですね。水増しであれば、この次はやらぬということになるが、正当な自己資本の評価であるということならば、これはやはり算定の基礎になるわけですから、そういうインセンキはやらぬはずですから、そうすると、五分五厘が正当であるとなれば、従来の四分という評価は正当でなかつたということになるのじゃないですか。そうなんですか。そこら辺ごまかさぬで、はつきりしてください。

○太田説明員 くだいようでございますが、資本利子をどういふふうに見るかというところの問題は、やはり評価の問題でございませぬから、四分という用い方もございませぬ、五分五厘というよりな用い方もございませぬ、五分五厘というよりな政策的に對照してどういふ評価をすることがいいかという判断に立つのではないかとはいふに考へます。

○芳賀委員 告示価格の決定にあつては五分五厘を妥協としたのですから、どうなんですか。

○太田説明員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 これでいいわけだから、妥協とした線だからはやるわけですね。四十一年は妥協と思つたが、四十二年度はまた妥協でないということにはならぬでしよう。資本利子の計算等については……。

○太田説明員 一応ことしの保証価格の決定にあたりましての資本利子につきましては、いま申し上げたような評価をいたしたということでございますので、前例として非常に有力な根拠になるわけでございますが、また明年度の価格決定に際しましては、そのときの経済事情等も考慮してきめてまいりたい、かように現在の段階ではお答えす

論をしておつたわけでございますが、議論の過程において、いろいろ不足払いの問題につきまして農林省と協議をし、幹部とも御相談した結果、五分五厘の評価という考え方もとり得るではないかというところで、五分五厘という形をとつたわけでございます。

○芳賀委員 では今後はそれは五分五厘ということであるわけですね。水増しであれば、この次はやらぬということになるが、正当な自己資本の評価であるということならば、これはやはり算定の基礎になるわけですから、そういうインセンキはやらぬはずですから、そうすると、五分五厘が正当であるとなれば、従来の四分という評価は正当でなかつたということになるのじゃないですか。そうなんですか。そこら辺ごまかさぬで、はつきりしてください。

○太田説明員 くだいようでございますが、資本利子をどういふふうに見るかというところの問題は、やはり評価の問題でございませぬから、四分という用い方もございませぬ、五分五厘というよりな用い方もございませぬ、五分五厘というよりな政策的に對照してどういふ評価をすることがいいかという判断に立つのではないかとはいふに考へます。

○芳賀委員 告示価格の決定にあつては五分五厘を妥協としたのですから、どうなんですか。

○太田説明員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 これでいいわけだから、妥協とした線だからはやるわけですね。四十一年は妥協と思つたが、四十二年度はまた妥協でないということにはならぬでしよう。資本利子の計算等については……。

○太田説明員 一応ことしの保証価格の決定にあたりましての資本利子につきましては、いま申し上げたような評価をいたしたということでございますので、前例として非常に有力な根拠になるわけでございますが、また明年度の価格決定に際しましては、そのときの経済事情等も考慮してきめてまいりたい、かように現在の段階ではお答えす

る以外にないと思います。

○芳賀委員 それでは水増しではないということがはつきりしたわけですね。そうですね。したがって、あたりまえのことを言われたのであつて、別にこれは何も恩に着せるものではないのですね、六十八銭というわずかなものではないのさつき大

幅とかなんとか言ったのはだれですか。そういう当を得ない発言は、やはり小さいことのようにだが、こゝういふものはわれわれは大幅とは常識的に

解釈してないのだから、あくまでもあなたが大幅と思うなら、それは大幅と言つてもらえたい。それは表現の誤りであれば、これは取り消すべきですよ。不適切な言い方ですか、こゝういふ表現というものは。

○太田説明員 大幅と私言つたかどうか、よく覚えていませんが、もし言つたといふと、実は不足払いの額で見ますと、当初の四円五十四銭が五円二十二銭ですかになりましたので、約一五%ということ、まあ大幅といふのは幾らをいうのかあれですが、要するに、資本利子につきましては、評価の……

○芳賀委員 私の言つたのは、六十八銭というのが大幅かどうか。君はそう言つたじゃないか。そういうのを一体大幅とか、生産者に恩を着せるような、そういう不穏な発言をするということに對して反省すべきじゃないですか。何ですか、その態度は。

○太田説明員 不足払いの額といつたしましては……

○芳賀委員 六十八銭が大幅かどうかということをお聞いているのですよ。これは議事録を調べればわかるじゃないですか。

○太田説明員 一五%アップということを申し上げればよかつたのですが、一五%に相当いたしておるわけでありませう。

○芳賀委員 何の一五%。

○太田説明員 四円五十四銭が五円二十二銭になつたことに伴ひまして、六十八銭上がつたわけですが、それが一五%に相当する。キロにすればわずかなものでございますが、これが不足払い全

体の数字にかかりますと、相当な額になるということをお申し上げているわけですね。

○芳賀委員 それが大幅といふのは、一体どうなんだ、六十八銭といふのは。はつきりしてくださ

いよ。

○太田説明員 財政負担としては相当大幅なものであるといふことではございませう。

○東海林委員 私は、大臣に質問は留保してあるのですが、ただ、いま氣になつたのは、この資本利子の評価については、国会でいろいろ議論があつたから考えた、こゝういふ説明があつたわけなんです。しかし、こゝで、本委員会が一番議論になつたのは、自家労働の評価が議論になつたの

に、そのことはちつとも考えなかつたといふことが、私は何としても納得できないことなんです。これはおそく先ほどの主計官の答弁からも察知できるのでしようが、大蔵省が自家労働の評価を少しでも動かすことに頑強であつたのじゃないかという憶測ができてないわけではないけれども、しかし、大蔵省といふことも、立法院で法律をつくる際に政府を代表して答弁された大臣の言明を尊重しないといふような大蔵省であつては困るわけ

ですよ。それで、立法権といふのは、言うまでもなく国会が単一の立法院なんだから、そこで、われわれが法律をつくる場合に、政府を代表してこゝういふふにやつていきたいのだといふことを答弁されたことが、行政府の一部門である大蔵省の見解によつて左右されるのだといふことでは、これは非常な問題だと思つてゐます。そういう点どういふふうに考えるのですか。主計官で答へられなければ大臣に来てもらわなければならぬのだけれども、その点が非常に問題だと思つてゐる、その点農林省担当の主計官として、大蔵省代表では困るなら、あなたの私見でいいです。どういふふうに考えるか。

○嶋崎説明員 一般論としてのお答えを申し上げるより方法がないと思ひますけれども、現実に書かれてある法律の文言をどういふふうにあい読み、どういふふうにあい運用するかという問題だろうと

思ひますが、現在の加工原料乳の生産者の価格につきましても、法の十一條にも書いてあるような趣旨で、再生産を確保するといふことを旨として定めるといふことで、具体的にどういふやり方をやるかといふことについては明記をしてないわけ

でございませう。これに對してその運用をどういふぐあいにやつていくかといふ問題でございませうが、この点につきましても議論といふ点になりませうと、必ずしも一つの方法しかないといふことではないといふふうに思つてございませう。農林水産委員会ではいろいろ議論があつたことを聞いておりますけれども、その内容について、決定的に

どうするかといふことについて、今度、本年の委員会においていろいろ議論された結果、将来の方向として、赤城前農林大臣が発言された方向に趣旨を尊重いたしまして、こゝういふ方向で生産者の所得が高まるように、いろいろな畜産関係の施策を遂行してこゝういふことに一応の方向がきまつた、こゝういふぐあいに理解をして、われわれ今回の加工原料乳の価格を算定した次第でござい

ます。

○東海林委員 あなたは、裁判所が民法とか刑法を条文の字句を解釈するやうな言い方をするのだけれども、これは違ひです。産業の助長法ですから、こゝういふことじゃないと思つてゐる。われわれが審議する場合に、法文だけでは非常な明確な点があるから、再生産を確保しなうて書いてあるが、これはどういふ意味かといふことを政府の責任ある大臣にたゞしたわけですね。特に今度は保証価格といふ問題をきめるわけですから、その点は綿密に議論した。再生産とは、牛乳といふのはだんだん需要がふえていくのだから、現状を維持するだけではいけないのだ、拡大再生産の意味であるといふことは明確に答へてゐる。それと同時に、保証価格の算定の基礎とする生産者の自家労働については、さつき申した米のように、都市労働をす

ぐとるわけにいかない、こゝういふ、その地域の雇

い労働でも妥当でない、その地域における他産業の労働とつり合ひのとれるような労働をとること

が望ましいといふ考え方に立つてやると言われてゐる。その点は、坂田農林大臣も基本としてはそのとおりだ。しかし、こゝういふものを一〇%実施するといふわけにはいかないけれども、その基本を踏まえながら現状を考えて、こゝういふことなんです。あなたは第三の将来の問題だけ言われたけれども、四十一年度は、やはり四十一年度の基本を踏まえながら実情を考えて、こゝういふ趣旨なん

です。だから、いまのあなたの説でいくと、将来の方向だけを言つてゐるやうですけれども、こゝういふ点を十分踏まえて、今後農林関係の予算なんかを協議される際にもやつてもらわれないと非常に困るのです。われわれがまじめに法案を審議する熱意がなくなりますよ。まるで裁判所が条文の字句がこゝう書いてあるからといつて、民法や刑法を解釈すると同じやうな立場を大蔵省がやるといふことになる、非常に問題です。これはあなたに言つても結論が出る問題ではないからあれですけれども、一応参考のために申し上げておきます。私としては、こゝういふ点を十分踏まえて、農林予算の相談にあずかつてもらいたい、こゝう思

ひます。

そこで、時間もあまりありませんから、次に進みますが、これはこの間からいろいろと調べる問題あるいはビートの問題のときにも、統計調査部の生産費調査の問題があつたのです。政策的な問題は別として、統計調査としてはこれでいいんだといふやうな趣旨のあれがあつたのですが、今度この資本利子がこゝういふふうに変つてきたので

すが、これを変えたのは、統計調査部の調査として変えたことにはなるのですか。あるいは畜産局でかつてに變えた、こゝういふことになるのですか、どうなんでしょうか。

○太田説明員 くだいようでございませうが、評価のしかたはいろいろあるわけで、それぞれの政策に応じてそれぞれ違つた評価が行なわれることはあり得るわけでございます。生産費調査では従来たしか四%といふのが用いられておるやうでございませうが、私のほうは政策的配慮から、先ほど

申し上げましたように、借り入れ金利については実際に借り入れております七分四厘五毛、それから自己資本については米価と同様の五分五厘というものをを用いたとごさいます。

○東海林委員 政務次官に伺いますが、そういたしますと、この問題は、全般的には理解できないのですが、いまの統計調査部の統計を政策目的に合うように、畜産局としては修正したものをを用いた、こういうお話ですが、たとえば蘭とかビートの場合には、ずいぶん統計調査部の調査にこだわった答弁をされておったわけですが、他の部面から出てきた生産費というものは修正が考えられるものというふうに理解していいですか。これは乳価だけについてそういうものというふうに考えなければならぬのか、そこをはっきりしておきたいと思ひます。

○飯谷政府委員 いろいろな価格の決定につきましては、事務局や大蔵省等の意見もございまして、最終的には、御承知のように、政策的な面も加味されて決定をされることになっています。多いわけでありまして、もちろん、ケース、ケースによっていろいろ問題は変わると思ひますけれども、やはり政策的な面も時には考えて決定しなければならぬ場合があると思ひます。

○東海林委員 それではここで一つお願いですが、この保証価格の基礎になった生産費の内訳を、各項目別に明細に出していただきたいと思ひます。よろしくごさいますね。

○太田説明員 お出しいたします。

○東海林委員 それでは次に進みます。不足払いの額ですが、それと関連しまして、数量が今度九十九万三千トンということになっております。この数量は、さっきのお話ですと、需給推算というよりな形であつたのですが、もう一度この九十九万三千トンの算定の基礎を御説明願ひたいと思ひます。

○太田説明員 四十一年度の需給をわれわれ推算いたしましたわけですが、それによりまして、

需要量が、飲用牛乳から始まりまして特定乳製品、それから加工原料乳の不足払いの対象にならないその他の乳製品と分けまして、全体で三百五十四万五千トン、これに對しまして供給量が三百四十八万六千トンということになりまして、五万九千トン不足するよう数字になっております。

そこで、今回の不足払いの対象になります九十九万三千トンでございますが、われわれが考えておりますのは、バターが供給量といたしまして三十一万八千トン、脱粉が十八万四千トン、全脂大が五万七千トン、脱脂が四万三千トン、全脂粉が二万八千トン、家庭用の練乳が五万トン、チーズ五万八千トン、合わせて九十九万三千トンというものが、一応不足払いの対象になる最高限度として農林大臣の定める数量ということにいたしました次第でございまして。

○東海林委員 この数量と関連して、加工乳製品の輸入はどういう数字に見込まれておるわけですか。

○太田説明員 その点を申し上げますと、バターにつきましては、供給が三十一万八千トンでございますが、需要量としては三十四万八千トン見えておりますので、生乳で三万トン不足いたします。それから脱粉につきましては、需要量を二万一千三十三トンと見ておるわけで、供給量が十八万四千トンでございますから、二万九千トン不足する。これをそれぞれ商品に換算いたしますと、バターが二千二百トン、脱粉が四千二百トン程度不足ということになるわけでございます。

○東海林委員 この数字も資料として出していただきたいと思ひますので、お願いいたします。

次にお願いいたします。そういたしますと、不足払いの予算のことでございますが、単価も予算額より若干変わつておるし、数量も変わつておる。こういうことになりまして、一応これまでの告示の数字に基づいて計算すると、不足払いの総額は何ぼになりますか。

○太田説明員 九十九万三千トン全量やるといたしますと、五円二十二銭を乗じますと、五十一億

八千三百萬くらいになります。

○東海林委員 そうすると、これは一般財源と益金を分けてどういふふうになりますか。

○太田説明員 われわれが当初予算を作成いたしました場合は輸入差益といたしましては、十二月までには確定に見込まれると思ひましたのを三億、要するに、周年ベースでは四十五億ないし四十四億と申し上げたのですが、今回予算に計上いたしました分は、先般も御承知のとおり、四月から十二月までの分でございます三十三億、そのうち、三億が輸入差益によつてまかなわれるという推定をいたしておたわけでございます。しかし、輸入の問題につきましては、今後の需給の関係等も考えまして、いま想定いたしております三億よりは、ある程度ふえるのではないかと今度現にのところで考えております。

○東海林委員 この五十一億八千三百萬ですか、これは周年だろと思ひますが、予算の三十三億、うち、一般会計三十億、輸入差益三億、これに對するものはどういふふうになるのですか。

○太田説明員 われわれが当初予算を計上いたしましたときには、四月から十二月までの数量をいまの五十一億八千三百萬に算じまして、大体三十八億一千四百萬くらいの支払いが十二月までの分として所要であるというふうに考へるわけでございます。

○東海林委員 ちょっと待つてください。九十五万トンの場合の数字とこの九十九万三千トンの場合の数字は、年々変わつていかなければならぬのに、同じ数字をかけているのはおかしい。九カ月分と九十九万三千トンの場合の九カ月分と変わらなければならぬのに、同じ数字をかけていることは理解できない。

○太田説明員 いま申し上げましたのは、九十九万三千トン全量が不足払いの対象になつた場合に、総額として五十一億八千三百萬要ります、こゝろ申し上げた。それから次に申し上げましたのは、この前予算を計上いたしましたときの四月

から十二月までに支払われる分でございます。この比率をいまの五十一億八千三百萬にかけますと、三十八億一千四百萬になります、十二月までの分として所要のものは。

○東海林委員 比率をかけたといふのですか。これは予算には年間を九十五万トン分と見てその九カ月分、こうなつておるわけですね。したがつて、今度は九十九万三千トンになつたら、その九カ月分、こうならなければならぬわけですね。その数字でいきますと、一般会計から出す予定のものは何ぼ、益金なるものが何ぼ、こういうふうに聞いているのです。

○太田説明員 それが総額三十八億一千四百萬でございます。それで、現在予算として計上されておりますのは、一応の輸入差益等につきましては三億、それから一般会計からの畜産振興事業団に對する交付金は三十億、三十三億といふものを一応の予算として考へておるわけでございます。

○東海林委員 だから、予算では足りないからどうするのだといふことを聞いているのです、別な言い方をすれば。

○太田説明員 それは九十九万三千トンというのが一応対象になります最高限度といふものでございまして、実行に当たりましては、九十九万三千トンいくかどうかという問題もございまして、また答申等では、それがもつとふえた場合に受けるべきではないといふ答申もいたしてあります。一応最高限度としてはいいと思いますが、いま言ったような数字になる。しかし、指定生乳生産者団体が一部の県を除いておおむねできたやうな実情でございますが、実際にこれだけいかにどうかという問題もございまして、なお、輸入差益等につきましては、一応確定に十二月までに見込まれる分として三億といふやうなことを言つておたわけでございますが、その後の推移等によりまして、先ほど申し上げましたように、これよりも若干期待できるというやうなこともございまして、

で、いまここで計算した三十八億一千四百萬が、そのまま所要額として要るかどうかということに

つきましては、いまにわかに断定できないという
ような状況でございます。

○東海林委員 大蔵省に伺いますが、したがって、いますぐこの予算を修正せよとかどうとかいう問題ではないのでありますが、益金がどれだけ入るかということにも関連いたしますが、必要なだけの一般会計からの繰り入れは、こういうふう
に準備も変わってきたし、数字も変わってきたのだから、当然やるべきだと思ひますが、この点についての大蔵省の心がまえというものはどうな
っておるか、それをひとつ聞きたいと思ひます。

○嶋崎説明員 ただいま先生の御質問のありました点、予算では、保証の差額がキログラム当たり
四円六十九銭、九十五万トンで、周年ベースで約
四十五億、それから四十一年度は初年度でござい
ますので、第四四半期が次年度払いであるとい
うことを考えまして、約三十三億、それから輸入
の差益三億を引きまして三十億という予算を見積
もっておるわけでございます。

〔委員長退席、館林委員長代理着席〕

したがって、われわれとしては、なるべくそ
う形でおさめることが望ましいと思つておりました
が、結果的にそれを上回って、先ほど御説明が
ありましたように、相当の財政負担の増があるの
ではなからうかというぐあいに心配をしておる
わけでございます。ただ、何しろ初年度でござい
ますので、この制度に乗つて不足払いの対象と
なる数量が、実際の場合どの程度になるかとい
うようなことは、現在まだ確実に見込めないよう
な状況もあるやに聞いております。一説によります
と、九十万トンとか九十五万トンとか九十三万
トンとか、いろいろな数字があるようでござい
ます。それらにつきましては、なお今後の推移を
守りまして、必要に応じてこの制度の運用に支
障を来さないようなやり方をどういうぐあいに
とつていくかということの研究していきたい、こ
ういうぐあいに考えております。

○東海林委員 それじゃ最後に、ひとつ畜産局に
伺いたのですが、御承知のように、昨年不足払い

法を審議した際に、本員会は、附帯決議の中に、
市乳についての対策もすみやかに検討すべしとい
うような項目がついておるわけですが、現在まで
市乳について、法律的措施あるいはその他の行政
措置等を含めて、対策についてどのような検討
が進められておるか、その点を明らかにしてい
たきたい、このように思ひます。

○太田説明員 先ほどもお答えを申し上げたわけ
でございますが、従来とも飲用牛乳の価格につ
いての行政指導を加えてきたこともあったわけ
でございますが、飲用乳が国民の食生活において重
要な地位を占めておるというふうな現状にかんが
みまして、今後その消費の定量的増進に配慮しつ
つ、生乳需給の動向を見きわめて指導を行なつて
まいりたい、かように考えておるわけでござい
ます。

しかし、飲用向け生乳価格につきましては、先
ほど申し上げましたように、新制度の実施に伴
いまして、一元集荷、多元販売を行なう指定生乳
生産者団体というものが発足いたしましたわけで
ございまして、こゝにいたる生産者の共販体制が確立され
たことに伴ひまして、乳価交渉における交渉能力
というものが相当強化されたと思つておるわけ
でございます。一方、用途別取引ということもこの
構成下において実施することになりまして、飲用
向け生乳価格というものが、従来と違ひまして明
確になりますし、加工原料乳に對しましては、こ
の制度に基づきまして不足払いが行なわれるとい
うことでもございまして、乳価交渉にあたりまし
て、適正な飲用向け生乳価格というものが形成
される基盤がつくられたというふうに考えるわけ
でございます。生産者団体の自主的な努力によ
りまして、適正な飲用向け生乳価格の形成され
る道がこれによつて開かれたというふうに考
えておるわけでございまして、ただ、飲用牛乳につ
きましては、地域的な商品という性格がござい
まして、飲用牛乳の卸売り価格といたしまして、
地域の卸売り価格というものは、地域の需給事
情によりまして、それぞれ水準が異なつておる。
また飲用牛乳の製造販売経費というものは、処
理施設の規模の大小あるいは設備の内容等によ

りまして、相当異なつておるわけでございまして、画
一的な基準取引価格というものを政府がきめてま
いるというふうなことは、きわめて困難であるとい
うふうに考へておるわけでございまして。しかし
ながら、新乳価制度下における用途別取引の実効
性をぜひ確保したい、そして円滑に適正な飲用
向け生乳価格を形成せしめるというために、飲用
牛乳の製造並びに販売過程の合理化を今後推進
してまいりたい、それから当事者間における取引
価格の約定にあつたての指標としての飲用牛乳
の処理経費といふものについて、こゝにいたるこ
とが必要であると思ひますので、われわれとして
調査いたしました参考事例としての処理経費とい
ふものを指導団体等にお示しいたしまして、適
正な飲用向け生乳価格の形成が行なわれるよう
に持つてまいりたい、かように考えております。

○東海林委員 いまの点大體わかるわけですが、
ただ、先ほど来いろいろ皆さんからお話があり
ましたように、新しい法律の効果というものが
第一年度から完全に期待できないというふうな
点、保証価格関係について出たわけですが、そ
れと同じように、生産者団体の一元集荷、多元
販売というふうな形は一応できまして、完全に
売れどくまではないかなと思つておるわけで
ございます。したがって、こゝにいう形ができた
のだからいいじゃないかということでは、私は農
林省の態度としては不十分じゃないかと思つて
います。いじやないかということでは、私は農
林省の態度としては不十分じゃないかと思つて
います。特に留意していただいて、さつきもち
よつと触れましたように、乳製品の価格が一時的
であつても、非常に高くなつたというふうな場
合等も考えまして、そういうものがいたるにメ
ーカーを利用するだけで、生産農民にも還元
しないということでは、非常にこの制度に對
する不信を招くやうなものであらうと思ひま
す。そういう場合の指導といふものは特に適
切でなければならぬといふふうにも考へるわけ
です。それから、いま御答弁の中にもありまし
たように、さらに末端の小売りまでに至る間
のいわゆる流通過程におけるいろいろな不合理
の是正、余分な経費をなるべく節減して、生産
者は生産費を償ひ得るが、しかし、末端消費者
についても、従来よりあまり高くない、安い牛
乳を飲ます、そういうような点については、ま
だまだ改善の余地がたゞさんあると思ひます。
したがって、私も附帯決議をつけた趣旨も、そ
ういふ点を考慮しながらつけておるわけで、さ
らに十分この点を御検討していただきたい。

こゝにいうことを最後に要望申し上げまして、
さつき保証価格の生産費の中の自家労賃の評
価に關する点だけを後日に保留させていただきます
で、一応私の質問を終わります。

○館林委員長代理 芳賀君。

○芳賀委員 まず、仮谷政務次官にお尋ねしま
すが、先ほどの保証乳価の政府告示でございま
すが、従来われわれの承知しておる点は、政府
がたゞば農産物の価格等を法律に基づいて決定
して告示をする場合には、事前に与党である自
民党との間において了解ができて、しかる後に
政府の責任において告示をするということにな
つておるわけですが、今回の保証乳価告示にあ
つても、この手続といふものはとられておる
と思ひますが、いかがですか。

○仮谷政府委員 それが手続といふものかどう
かは別にいたしまして、政府与党とも十分相談
をいたしまして決定をいたしております。

○芳賀委員 そうすると、自家労賃について、
これもやはり先ほど太田参事官から説明があつ
たとおり、従来の農林省の方針どおり、一時
間当たり九十九円八十九銭、一日当たり七百
九十九円九十二銭といふことも、あわせてこ
れは了解されておるということとは間違ひな
いんですね。

○仮谷政府委員 与党の中にも、実はその問
題では異論があつたわけでありまして、必ずし
もそれをあわせて了解したといふふうには受け
取つておられないか、与党の幹部の中にもい
ろいろ御意見があると思つておりますけれども、
今日の場合は、ただいま決定をした線で行く
わけであらう、それが最善の方法であらう、
こゝに結論がついて、決定をされたわけ

であります。

○芳賀委員 これは坂田農林大臣が出席された場合でもおそくはないわけですが、ただ問題は、いまの政治形態というものは官僚政治ではないわけですね。官僚が最高の地位にあつて、政党がその下にあるというのではないとわれわれは考へておるわけですが。官僚の中にはそういう思ひ上がつた者も幾らかおることは間違いないと思ひますが……したがつて、政党政治である以上、国会で多数をとつた政党が政治の責任、権力を持つて、そうして官僚に指示して政治を行なつておるわけですから、今後農家の農畜産物生産にあつての自家労働、いわゆる労働を通じての所得の評価については、日雇い労働で差をつけられない、それが妥当であるというのが、やはり自民党としての農政の基本であるというふうに考へざるを得ないわけですが。その点は後日誤りのないようによこで明確にしてもらいたい。告示前に了解したということは、この内容を包蔵されておることを了解されておるわけですから、ちよつと酷な質問のようですが、こゝでけじめをつけておかぬといけなうと思ひわけですから、率直な御答弁を願ひます。

○坂田政府委員 党としての決定かどうかということをお答え申し上げることが適當かどうかと思ひますけれども、ただ、従来の価格決定の経緯は、率直に申し上げまして、いろいろ事務当局で検討され、大蔵省と折衝され、そうしたものがそのままの形で告示された例はほとんどないと思ひます。いろいろ政策的に問題を検討して、結論が出されておるというのが実情でございます。

今度の場合も、先ほどのいろいろな議論がありましたが、問題は、与党内でも非常に真剣に検討されたわけであつて、必ずしも日雇い労働賃金をそのまま適用することがいいというふうにとりかへて一致できなかつたわけでも決してないと思ひますけれども、現段階においては、いま

のような状態で決定するよりいたしたくないであらうという結論に達したと私は承知をいたしておるわけでありませう。

○芳賀委員 先ほど統計調査部長から、先日委員会におけるん菜の生産費調査における家族労働賃金の評価についての誤りが是正されたわけでありますが、この点についてお伺ひいたします。

先ほどの訂正の結果によりますと、昭和四十年度のん菜生産に要した家族労働賃金は、これはほとんど北海道における生産ですから、その地域の臨時雇用労働というところになれば、誤りはないと思ひますが、これが一時間当たり百二十四円四十四銭、一日八時間と換算して八百二十円ということでありますが、こゝで生産費調査の内訳を見ますと、非常に問題になる点があるわけですが。臨時雇用の点であります、十アル当たり、臨時雇用の場合には、男子が一・一時間、女子が八・五時間、小計九・六時間ということになっておるわけですが。これに対して家族労働が五十一・五時間、それに年雇いが〇・七時間加算されて、十アル当たりの労働時間が六十一・八時間ということになっておるわけですが、これは臨時労働の場合においては、男女の割合が大体一対九ということになるわけですから、これを男女込みの一時間百二十四円四十四銭と評価された場合のこの計算方式というものはどういふふうになされたかということをお尋ねしたいと思います。

○堀江説明員 お答えいたします。先ほど統計調査部長から一時間当たり百二十四円四十四銭と申し上げましたけれども、これは逆算の平均でございます。したがひまして、実際賃金をいたします過程におきましては、男には男の賃率を、女には女の賃率を、男女それぞれの労働時間に乗じまして、合計いたしましたものでございませう。この公表資料に出ておりますように、十アル当たり家族労働費五千三百一円となつてございませうが、これが積算値でございます。先ほど百二十四円四十四銭と申し上げましたのは、この五千三百一円を総家族労働時間の五十一・五時間で除

した逆算の平均値でございます。積算いたしたときは、各旬別、男女別に異なつた一時間当たり賃金を労働時間に乗じて積算いたします。したがひまして、この臨時雇いのほうでございますが、臨時雇いのほうは、これは婦人労働のほうが多くなつておる。これはおそろく間引き等であらうかと思ひます。これはまだ正確な原単位がまともありませんので、はつきりしたお答えはできませんが、これは労働した時間に対して現実に支払ひ賃金というものを表示しただけでございませう。この百二十四円四十四銭は、いま申し上げましたように、こゝまかに積算いたしましたものを合計したものが五千三百一円でございまして、これを逆算で割り算した数値が百二十四円四十四銭、かようなことになってございませう。

○芳賀委員 そうじゃないのじゃないですか。先ほど部長が訂正されたのは、前回の委員会において、日雇い労働が男子一時間が百七円で、八時間が八百五十九円、女子の一時間が九十二円で七百三十六円でありまして、これが説明されたわけですが。それをけさは、男女込みで直した場合には一時間当たり百二十四円四十四銭、一日八時間にして八百二十円、こゝういふふうには、日雇い労働の生産費調査上の説明に誤りがあつたということで訂正したわけですから、それで誤りがなければ、明確にしてもらへばいいわけですが。ただ、その内訳は、臨時労働の場合の男女の割合が一対九ということになつておるわけだから、それをどういふふうな平均値の出し方をしたか、加重平均でやつたか、あるいは算術平均でやつたかという点がわかればいいわけですが。

○堀江説明員 この臨時雇いの賃金は、これは個々の農家についての事例でございまして、この臨時雇いの男女比率が一対八になつておりました。家族労働の評価とは一応無関係でございませう。家族労働の評価のほうは、男女別、旬別にその地方におきます一日当たり賃金をその旬の一日当たり実労働時間で除しました数値を適用するということになっております。それから臨時雇

のほうは、現実に雇つた実績でございませうので、この男女間の比率というものは非常に異なつておりますから、農家における実績の臨時雇い賃金と家族労働に適用いたします評価単価とは一応無関係でございませう。

それから統計調査部長が先般お答えいたしました日額八百五十九円の男、それから七百三十六円の婦人賃金と申しますものは、これは三十九年度におきます農村物価賃金調査の数値を誤つてお答えいたしましたので、訂正いたしましたわけでございます。

○芳賀委員 そこで、てん菜の場合には百二十四円四十四銭ですが、同じ地域の牛乳生産の場合には九十九円八十九銭ですが、ちよつとおかしいじゃないですか。

○堀江説明員 家族労働の評価単価でございませうと、地域が違ひまして、ビートの場合は、北海道の百戸の農家だけでございませう。それから牛乳の場合ですと、一宮六県ということになりますので、やはり臨時雇い賃金の地域差が平均すればそのように出てまいります。積算は、おのおのいま申し上げましたように町村ごとに同じ単価でやつておる、こゝういふことになつております。

○芳賀委員 おかしいじゃないですか。加工乳にしても、大体五割が北海道が対象になるのですよ。それで同じ時点で農村の臨時雇用労働賃金を調査して、てん菜のほうには百二十四円四十四銭、牛乳のほうには九十九円八十九銭で、これはあたりまえだ、おかしいじゃないですか。

○堀江説明員 申し上げますが、ビートの場合ですと、労働の大半が農繁期に集中いたしましたので、北海道のビートですと、五月ごろに労働のピークがくる。労働のピークがくるときには、労働の相場が非常に高くなる時期でございませう。それから牛乳は三百六十五日ありますので、極端な場合は労働の事例がないとか、あるいは労働相場がきわめて低いというふうな場合がございませう。そういう関係で積算いたしますと、そのような差が出てまいります。

○芳賀委員 あなたは正直に言ったとおり、牛乳の場合は臨時労賃というのはないのではありません。これに載っているのは、これは統計調査部の昭和四十年の牛乳生産費の場合ですが、まず順を追って、飼養頭数別、それから年雇い、臨時雇いと区分すると、年雇いというのは、一頭飼、二頭飼の場合には年雇いではないのです。それから三頭、四頭の場合には百キロの生産費に対してわずか二時間しか年雇いの働く余地はないのだから、これはないと同じですね。それから問題の臨時雇いの場合は、二頭、三頭、四頭、五頭、六頭、それから七頭、八頭の間では臨時雇いはゼロになっておるのです。それから臨時雇いは、牛乳生産の作業というのは実際はできないのです。できないし、ないのに、それを今度は九十九円八十九銭が妥当だということで、でたらめなことをやっておるわけです。事例のない場合はどうするのですか。牛乳の生産というのは、乳牛の飼育管理あるいは搾乳とか、その生乳の受け渡し場所までの運搬とか、そういう点で、普通の米麦やてん菜のような農作業をやる場合の作業と質が違ひのです。技術的にも違ひ。したがって、九割を女子に依存する臨時雇いではそういう作業はできないのです。できないから、そういうものは雇わぬということになるのです。生産費の計算上も何らそれは出てこない。対象にもならないものを統計調査部としてやる場合、これは一体どうやるわけですか。実例がない、対象物がないものの価値判断というものを、一体どうやるのが妥当な生産費であるのか。

○堀江説明員 この臨時雇いの雇用事例その他にかんがみまして、いろいろ家族労働の評価について問題点を御指摘と思いますが、家族労働の評価というのと臨時雇いは一応切り離して考えておるのでございまして、たとえば臨時雇いの賃金を評価いたします場合は、一応旧市町村の区域というふうな要綱では指示してございます。それで、ある月におきまして農業臨時雇いの賃金が事例がない場合は、第一次的には空間的に広げる。しか

し、それが諸条件が全然異なるようなところでは困る。おおむね普通には郡市の段階程度まで広げて、農業臨時雇いの賃金の事例をさがす。どうしてもその事例がない場合には、今度は時間的な接近方法を第二次的にとる。つまり、九月、十月、十一月にあって、十二月、一月、二月が抜けて、三月、四月、五月にはあったといたしますと、そこでトレンドを結びまして、一応複雑な計算を——これはごくまれな場合でございまして、本省がそのつど計算事例を指示して、家族労働評価単価を与えるよう措置しております。

それから作業別にいろいろ違うじゃないかとおっしゃいますが、これを旬別に取る意味は、実は旬別にまでこまかく労賃単価をきめますれば、結果論として作業別賃率を反映し得るという見解に立ちまして、非常にこまかいことでございまして、賃率は月別でなく、旬別にとる、かように調査規則を定めてございまして。

○芳賀委員 どうも統計調査部とは議論がやりにくい。あなたのほうは教科書どおりしか言わない。質問に答えるという技術というか、そういうことになれていないんだからやむを得ないと思ひますが、対象にならないものの価値判断をどうするかという事です。それもわからなければ、たとえばビート耕作の場合の臨時労働の作業の内容と牛乳生産の場合の作業の内容と比較した場合に、どちらが容易であるか、やりづらいか。もう少しわかりやすく言えば、何も経験も技術もないしろうとを雇って作業する場合に、ビート耕作に雇い入れると、これは一時間平均にして百二十四円四角。ところが、牛乳の生産に要する労役にこれを用いるという場合に、どちらが容易であるかということとは、大体わかるでしょう。

○堀江説明員 作業別に牛乳とビートの場合を比べますと、いろいろ作業の難易等によって、片方は臨時雇いも雇えない、あるいはまた雇用しようにもできない、こういう現実の事情は、もちろんあるわけではございます。家族労働の評価というところに……

○芳賀委員 評価じゃない。仕事をどっちがやりやすいかということ。わからぬですね。あなたが私のところへ日雇いの労働に来たといふと、その場合、私はビートも耕作しておるし、牛も飼つておる。だから、そのビートの作業をやつてくださいと言へば、あなたはできるでしょう。私どもの家族に従つて同じようなことをやっていけばいいわけだが、しかし、牛の乳をしぼつてくれとか、牛の手入れをしてくれとか、あるいは牛肥を出してくれとかいうようなことを言われた場合に、すぐ簡単にできるかどうかということですよ。だから作業を並べて、どっちがあなたの場合やりやすいかということをはっきりしてもらへばいいのです。簡単でしょう。

○堀江説明員 おっしゃることは、そのとおりかと思ひますが、農林省の生産……

○芳賀委員 何もよいことを言わないでも、どっちが楽か、それだけ答へればいいのですよ。あなたが私のところに日雇いに来た場合、二種の作業がある場合、あなたとしてどちらがやりやすいかということです。作業が容易かということを知っているのです。

○堀江説明員 それはどちらが容易かとおっしゃられましたも、私、搾乳の経験もビートの栽培の経験もございせんので、わかりませんけれど、われわれのほうでとっておりますのは、作業別の賃金率でないということでございます。

○芳賀委員 あなたに無理に言つてもしょうがないのですが、こんなことは一年生でもわかることでしょう。やつてみればわかるわけです。ビートの畑の仕事をしてみた場合と、牛小屋に入つた場合、どっちが一般的にやりやすいかということとは、答弁も何も要らぬことだが、しかし、農林省の課長くらいになれば、その判断がどつちかくらいはつきり言えなければいけません。何か、何もみんなに遠慮することはないじゃないですか。自分の職務に忠実である場合には、私はビート作業のほうは容易だと思ひますでいいじゃないですか。経験がないのだから断定はできないで

しょう。しかし、こういうことを毎日やっているわけですから、判断して、どっちがしろうとしてやるかということはおわかりでしょう。それぐらいのことを確信を持って言えなければ、あなた方がつくつた資料というのは常に引用されるのです。いいところは捨て、悪いところだけ採用されるわけですから、その点はもう少しがんばつてもらいたいと思ひます。

次にお尋ねしたい点は、これは運営上の問題ですが、われわれとして非常に奇異に感ずることは、不足払い、いわゆる補給金の単価というものは、予算編成のときにきめられておるわけですが、実行にあつてこの単価が増額されるという事例はなかなかないのです。ところが、今回の場合は、結局、保証乳価と基準取引価格の差額分というものが交付金という形で国から交付されるわけですね。その差額というものは、キロ当たりにして五円二十二銭ということになる。予算単価としては五円です。キロ当たりは五円です。あなたが首を振つたつてそうなるおるのです。農林省の最初の要求がそうじゃないですか。それが今度二十二銭ふえておる。ふえるのはいいです。われわれは九円や十円でもいいと思ひていないのですけれど、ふやし方の背景というものを明らかにしなければいけません。先ほど参事官から説明のあつたとおり、保証価格については、最初の農林省の試算よりもキロ当たり六十八銭くらいふえておるわけですね。ところが、基準取引価格については何ら修正をしていないというところに問題があるわけです。取引価格も若干の修正をすれば、その差額というものは最初の試算と違ひがないのです。だから、何のため

に基準取引価格の修正をしなかつたかということになれば、原料乳ですから、生産者とメーカーというものを二つ並べた場合において、どちらを擁護することを配慮して保証乳価を最終的にきめたかということになると思ひます。結局、これはメーカー擁護ということになるのじゃないですか。メーカーの指標価格の算定については、会社

……

……

……

の報告とおりの経費を認めておるわけです。大蔵省のほうもそうでしょう。たとえば加工経費の中の人件費等については何らの調査もしないで、ただ会社の報告とおり、それを容認しておるからして、人件費について、一人ベースの給与額も何もわからなくて、オーケーということになっておるわけですね。それで、この不足払いの目的というのは、運営するものによって、生産者の味方にもなるし、メーカーの味方にもなるということでは、最初から言われたことなんです。いみじくも、この不足払いの額が予算単価よりも若干ふえている。二十二銭ですね。そうして、最初の試算どおり基準取引価格は動いていないということを考えた場合に、これはやはりメーカー擁護に重点を置いて政府が告示価格をきめたと言われても、弁解の方法がないでしょう。この点はどうですか。これは答弁は要らないですよ。われわれはそういうふうに断定しているから、答弁の必要はないですよ。

その次の問題は、結局、指定生産者団体と会社間において、今度は取引契約というものを締結されるわけですが、従来と違った点は、いわゆる生乳の受け渡し場所という問題が当然出てくるわけですね。これは受託規程等にも載っているが、受け渡し場所というものがいわゆる基準取引価格発生場所とすることになるわけですから、従来と同様の取引場所であるということであれば大きな変化はないが、受託規程等によると、今度は原則的には工場渡しですね。生産者側が工場まで持ち込んで、引き渡す場所の価格ということになるわけですから、この点が、従来の価格発生場所と、今回の新法によるところの価格発生場所の相違によって、つまり、生産者の手取り分あるいはメーカー側の利益分に変化が生ずるわけでしょう。それはそれでいい。その場合、従来よりも生産者側において負担が増加するといふような傾向といふものは、これはできないとは限らないわけですね。どの程度そういう現象といふものが予測されるかどうかということも明らかにしてもら

いたいです。生産者の負担がふえる分が随時随所に出てくるということになれば、その負担のふえた分は、従来は会社負担ということになっていくわけですから、それを生産者に今度は制度的に転嫁される。転嫁した分だけメーカー側の負担が減るわけだから、利益はふえるということになるわけですね。これは取引上非常に重要な問題なわけですね。不足払いの金額が幾らかとか、保証価格の問題もあります。実際、取引行為の中において生産者の負担がふえるということになれば、これは非常に重要な問題になるわけですから、この間の取り扱いについて、これを明快にしたいものです。

○太田説明員 今回の決定を見ました、告示をいたしました保証価格につきましても、基準取引価格につきましても、それぞれ工場持ち込みの段階の価格をきめているわけでごさいます。いま先生のおっしゃったように、実際の取引ではいろいろな形態があらうかと思いますが、少なくとも工場持ち込みにした場合は、あの価格が実現されるということにつきましては、われわれもその実行が確保されるように厳に注意してまいりたい、かように考えております。

○芳賀委員 私の聞いているのは、具体的にどう変わるかということを知りたいのです。抽象的ではなくてね。つまり、従来は受け渡し場所といふものが、基幹工場は言うに及ばず、あとはクラーション、あるいはまた簡易な集乳所、いろいろあるわけですね。たとえば北海道においては、従来の取引場所といふものは約二百七十力所ぐらいあるのです。これがそのまま取引場所として活用されれば問題がないが、その二百七十力所がたとえば二百二十力所になるとか、二百力所に減るといふようなことになれば、これはやはり負担上に変化がくるということになるわけですから、その点を具体的に示してもらいたいです。これから聞くのは全部具体的な問題ですから、答弁も具体的にやつてもらいたいと思う。

○太田説明員 先生のおっしゃるとおり、取引が

個々の事例によって違いますので、一律にどういふふうになるのだと具体的に言えとおっしゃるのも、ちよつと答えにくいわけですが、少なくとも現在きめておる価格は、工場渡し価格になっておりますから、実際さういった生産者団体とメーカーとの間で結局取りきめが行なわれるわけでごさいます。さういったことの工場渡し価格で五十九円六十四銭、基準取引価格の場合も、基準取引価格の告示をいたしましたの価格が実現するように、われわれはメーカーなり生産者団体を指導してまいりたい、かように考えております。

○芳賀委員 取引引き場所の問題については、農林省でも資料があるでしょう。主体になるところは一道六県です。それ以外のところももちろんありますが、主要生産地帯の一道六県における、北海道とか各県別の従来の取引場所といふのはわかっているでしょう。その取引場所が基幹工場が幾つあるとか、クラーが幾つあるとか、簡易な集乳所が幾つある、これはわかっているわけでしょう。そういうものがわかっているわけならば、たとえば主要な加工原料乳地域における輸送経費とか集乳経費といふのはわからぬわけですからね。これはわかっていますか。

○松本説明員 現在の集送乳経費の実態につきましては把握をいたしておりますが、その際の取引の形態につきましては、工場のやつている場合もありまして、ケースの数を集計はいたしております。○芳賀委員 それはあるというのですか。

○松本説明員 集送乳経費そのものの経費として把握をいたしております。経費の積算の基礎となつた取引場所の個所数の集計はいたしております。

○芳賀委員 それでは、全国といつてもなかなか無理があるかもしれない、時間がかかると思うから、とりあえず基礎資料として、北海道は六県、工場の数、それからクラーあるいは集乳所の数、これは簡単でしょう。統計調査の月報でもわ

かっているはずですよ。わからなければ、統計調査部に聞けば、月別の報告が出ておるわけですから、それがわかれば、農林省の政省令とか、局長通達等に当たれば、その受け渡し場所のうち、どれだけが、今度の法律上いふところの、原則としては工場渡しという資格に当てはまるか、これはわかるでしょう。その点はどうか。

○松本説明員 従来の受け渡しの形はいろいろあると思ひますけれども、今後の受け渡しの形といたしましては、先ほど来お話がありましたように、工場渡しということになります。工場の考え方としては、処理加工を行なっている場所といふことでごさいます。クラー・スーションのような場合でも、分離をしておるといふような場合には、処理加工の施設と認められることと、今後の形としては、さういふものも含めまして工場といふものを受け渡し場所にするという考え方で指導していただくわけでごさいます。

○芳賀委員 だから、その結果、どのくらい従来の受け渡し場所が、これは適さないといふものが出るのですか。

○松本説明員 今後の受け渡し場所がどういふ形になるということにつきましては、実は現在指定団体と乳業者との間で、話し合いが行なわれておる段階でごさいますから、基準的な考え方といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、処理加工工場といふことでごさいます。実態といたしましては、今後指定団体と乳業者との間で最終的にきまってくるということになりますので、現在の段階で幾らということとは、ちよつと答えしかねます。

○芳賀委員 それでは両者間で話し合いがつけば、従来の受け渡し場所が全部生きているという場合もあり得るわけですね。

○松本説明員 指導の基本的な方針といたしましては、受け渡しの場所は工場といふことにいたしております。先ほど来参事官から御説明しておりますように、価格の積算といたしましては、工

場で受け渡しができるというたてで計算をいたしておきますから、われわれの指導の原則的な考え方は、受け渡し場所は工場というところではないです、実際の取引によりましては、必ずしも工場というところで押し切れないような場合も考えられますし、その辺は指定団体と乳業者との間の話し合いの余地が残っているということを申し上げたわけでございます。

○芳賀委員 ですから、話し合いがつけば、両者間の話し合いで、従来どおりの受け渡し場所がそのまま今回の新制度の受け渡し場所ということになるわけですね。

○松本説明員 そういう可能性もあるというふうに考えております。

○芳賀委員 可能性がなく、話がつけばそうなるじゃないですか。取引ですから、可能性というものでないですよ。この集乳所は取引場所にするということは、両者間の話がつけば、そこが引き渡しの場所ということに契約上なるのじゃないですか。

○松本説明員 さようでございます。

○芳賀委員 その点は、結局取引当事者の話し合いによつてきまるといふふうに承しました。

それからもう一つは、一〇〇％という場合と、地域によつては——これは力関係にもよりますが、生産者側の力の強いところは一〇〇％となるし、乳業会社のほうの方が非常に強い府県の場合にはそうならぬという場合もあるわけですから、そうならぬ力の弱い地域は、従来の受け渡し場所が今度は活用できない。もう少し遠距離あるいは基幹工場まで持つていくということになれば、その分だけ経費が生産者負担として増額されるわけですね。そうなるでしょう。

○松本説明員 先ほど来申し上げておりますように、今回の制度による取引のあり方といたしましては、生産者団体は生乳をみずからの生産物として販売するわけでございますから、考え方の基本としては、あくまでも生産者団体が自分たちの力で工場まで自分たちの生産物を持つていくというこ

とが制度のたてまえであらうかと思つております。したがうして、指導の基礎といたしましては、工場渡しで受け渡しをするということがわれわれの指導の基礎でございますので、先ほど申しましたように、取引によつて変わる可能性があるわけでございますが、最終的には取引によつてきまるわけでございますが、私どもの考え方の基礎といたしましては、工場渡しで生乳の取引がされるところのことを指導いたしておるわけでございます。

○芳賀委員 その点は、先ほど原則論として聞いたからいいが、これは道府県単位の扱いということになるわけだから、府県によつて違いが出てくるでしょう。会社側の力の強いところは、いままで集乳所であったが、法律上これはだめだ、工場まで持つてきてくださいと言われれば、そこへ持つていかなければならぬ。農林省の解釈も、原則的には工場渡しということになっておるのだから、それはだめだということはおなたのほうは言わないでしょう。従来どおりのことは言わないでしょう。力関係でこれはきまるわけだから、生産者の力が強いところはそのまま押しつけるからきまるが、弱いところはきまらない。きまらないというところになれば、従来はAならAという場所集乳所があるが、これが今度は活用できないというところになれば、Bという地域にある工場まで持つていかなければならぬ。生産者の負担で持つていくということになれば、たとえばキロ当たり一元とか二元経費が生産者の負担としてかさむというところになるわけですね。どうですか。

○松本説明員 取引場所につきましては、具体的な経過なり事情によつてきまつてまいと思ひますので、実態として、私どもが把握しております平均的な集乳経費というものと比べてみましても、これは実態によつてそれよりも高い場合も低い場合もあるという事情は出てくると思ひます。

したがうして、先生御指摘になりましたように、あるいは工場の持ち込み場所が変わることによりまして高くなる場合もありますし、計算よりも

安くなる場合もあるというふうに、具体的な事例によつて変わってくる面はあらうかと思ひます。

○芳賀委員 だから、それは個々の生産者のプール計算といたつて、全面的に最初から各都道府県一本のプール計算というわけにはいかぬでしょう。いままでAならAの集乳経費というものは会社側が負担しておりましたが、そこが引き渡しの場所にならぬということになれば、集乳所は廃止になるのです。生産者は今度はBの地域にある基幹工場まで生産者の負担で生乳を運んで、そこで渡さなければならぬということになると、Aの地区にあるところの集乳所が廃止されたことによつて受ける損害とか負担というものは、生産者側にあるわけですね。その経費というものは、一体取引価格のほうにどういふふうにこれを勘案してあるか、その点ですね。いままで会社側負担ということであれば、これは指標価格から逆算する場合経費として落ちるわけですね。それが今度は会社が持たぬということになれば、その経費は会社が要らぬということになるから、その分はいわゆる取引価格における生産者の手取り増というところになつて、取引価格がそれだけ高くなるわけならぬわけですね。経費として見る場合と見ない場合と取引価格が違つてくるでしょう。そういう計算はどうですか。

○太田説明員 先生のおっしゃつたとおり、実は保証価格の決定にあたりまして、一道六県の平均的な集乳経費というものはすでに織り込み済みでございます。

○芳賀委員 どこへ織り込んだのですか。

○太田説明員 保証価格の中に織り込んでござい

ます。

○芳賀委員 それは冗談でしよう。そういうものを保証価格に織り込むというのは変じゃないですか。取引価格の中に織り込んであるかないかというところが問題なんですよ。

○太田説明員 基準取引価格の中に、工場渡しというところで三十一円八十一銭というものをきめておるわけでございます。

○芳賀委員 だから、従来の経費がそれだけはずされたのでしよう。加算されておるのですか。一〇〇％同じであれば変りがないが、引き渡し場所が整理されるということになれば、その経費というものは会社負担にならぬわけですから、それが取引価格に織り込んであるとすれば問題ですよ。問題というより、織り込んであればあるで会社に出させるから、これはわかるけれども、そこを聞いておるのです。保証価格じゃないですよ。基準取引価格の中にそれがどうなつておるかというところを聞いておるのです。

○太田説明員 基準取引価格を算定いたす場合の基礎は安定指標価格にあるわけですから、安定指標価格から標準的な製造処理加工経費を引くわけでございます。それを示しているのが基準取引価格でございますが、その際、メーカーの製造処理加工経費の中に集乳の経費は、今回の算式では含めていないわけでございます。基準取引価格の中には工場渡しの価格で出しておる、こういうことでございます。

○芳賀委員 それでは経費に含めてないということ、その分は生産者負担という考え方ははずしてあるわけですね。

○太田説明員 そういふことで三十一円八十一銭というものが出ておるわけでございます。

○芳賀委員 そうなると、ますます会社は楽じゃないですか。従来は、この加工製造経費の中に会社側が実際負担しておつた経費というものは全部算入されておるわけですからね。それを見ないというところになれば、従来の概念からいうと、取引価格がその分だけ高くなるわけならぬということになるわけですね。それはそうしてないじゃないですか。

○太田説明員 だから、申し上げましたように、安定指標価格から標準的な製造処理加工経費を差し引くわけでございます。その差し引く製造処理加工経費の中に、今回の計算ではいまの集乳経費が入っていないわけでございますから、メーカー負担じゃないという意味で引いてござい

から、三十一円八十一銭というものは、その分が逆に高く計算されて出ている。決して生産者が不利になっていないというわけじゃないわけでごさいます。

○芳賀委員 話ばかりですが、内容を見ると、基準取引価格というものは高くなっているじゃないですか。あなたの言う説明はわかりません。集送乳経費は生産者負担に今度は移したから、指標価格から逆算すべき経費の中に入っていないという説明そのものはわかるのです。しかし、取引価格の実態という点になると、その経費ははずしてないじゃないですか。入れておいて、その経費はむしろ生産者に負担させるという仕組みになっているでしょう。それを私は冒頭に指摘したのであります。

○太田説明員 メーカ一の安定指標価格から差し引くべき製造処理経費の中から、従来メーカ一が負担しておりました集送乳の経費は差し引いてございますから、結局引くものから引いてございますから、その分は基準取引価格の中に実現しているというところになるわけでごさいます。

○芳賀委員 いや、そうじゃないですよ。あなたのほうは引いたと言つて、引いてないのです。それは従来の実績から見ても、何もこれは高くなつていないじゃないですか。その経費の分だけ。ここにも出ておるでしょう。キロ当たり二円六十一銭、これを引いてあれば、二円六十一銭取引価格が高くなければならぬのですよ。高くなつていないじゃないですか。

○太田説明員 保証価格は、要するに農家の庭先価格をきめて、それからそれを工場まで運ぶための集送乳経費というものを二円六十一銭プラスしてあるわけでごさいます。基準取引価格は、くじいようでごさいます。安定指標価格から……。

○芳賀委員 いや、それはわかつていないのです。○太田説明員 先生の高くなつていないという趣旨が、どういう意味か、私よくわからないのでございませう……。

○芳賀委員 どういう意味で、取引価格を分析

すればそうになっているじゃないですか。取引価格の中に、実際は従来の経費を認めておいて、表面は落としておつては、ずしてあるということをおつておるが、この基準取引価格の実態というものは、あなたのほうがよくわかるじゃないですか。中身はどこにはずしてあるのです。私の聞いているのは、形式の答弁じゃないですよ。何もそれほど会社を擁護する必要はないじゃないですか。この農林省の最初の試案について、保証価格についてはなるほどわずかに六十八銭の引き上げをしたが、どういうわけで農林省の当初試案の基準取引価格を修正できなかったか。これをちゃんとやれば、なるほど最初の試算が、先ほどのあなたの答弁のように、ちょっとずさんでした、実際は集送乳の経費ははずすべきであつたのが、十分はずしてなかつた、それで、取引価格についてはキロ当たり二円とか三円上げました、それはその経費を完全にはずした結果、当然二円六十一銭なら二円六十一銭上がることですといつて説明がつくのです。

○太田説明員 いや、その負担だけを若干ふやしていいのです。多いのはかまわぬが、会社を擁護するために国の負担をふやす必要はないじゃないですか。国民の税金です。そういう独占的なメーカ一擁護のような取引価格の算定とか、引き渡し場所の決定等については、法律運営の最初の年であるだけに、よほど真剣にやつてもならなければいけないと思うのです。生産者だつて国民だつて、そうばかりじゃありませんからね。あなたの方針で、どういふ目的でこの価格維持制が行なわれているかというところはわかるわけですからね。もう少し厳密な気持ちでやるべきだと思つてゐます。

○太田説明員 先生のとこに「昭和四十一年度保証価格等算定資料」というのがいつておると思つていますが、その二ページに基準取引価格の算定の方法が出ております。要するに、指標価格の安定の……(芳賀委員)太田さん、それはわかつていないで、その算式を見ていただき

ますと、Polmer-Cは価格決定年度の主要な乳製品の推定製造販売費用ということになっております。この中に集送乳経費は落として計算してあるわけでごさいますから、それだけ高い乳代が生産者には支払われる、こう申し上げておるわけでごさいます。

○芳賀委員 何も高くないでしょう。どこが高いですか。保証しても、保証した中からキロ当たり今度は二円六十一銭生産者が支払ふということになるでしょう。これは一升にすれば四円八十銭になるでしょう。従来そういうものは生産者は負担してないかつたのです。それを一升について五円近いものを今度は生産者が負担しろということになれば、これは保証価格の中からその負担分というものを引いてみなければ、農家の手取りというものは出てこないじゃないですか。そういうことになるでしょう。従来は会社の負担でやりましたものを、その分を政府が負担しておるわけですね。農民もまたそういう諸経費というものを負担しなければならぬということになって、会社だけ喜んでおるじゃないですか。あなたのとこにはあいさつにきたでしょう。大メーカ一は、おかげさんで取引価格が安くなつてありがたうございしましたとあいさつにきたでしょう。どうですか。

○太田説明員 あいさつ云々の問題は別に、実はお会いしておりましたが、先生おっしゃるとおり——おっしゃるとおりというか、保証価格を農家の庭先の生産価格に集送乳経費をプラスしてきめておるわけでごさいます。基準取引価格はやはりこれと同じ段階の価格にしなければなりませんから、メーカ一の製造販売経費の中に従来メーカ一の負担しておりました集送乳経費は、差つ引いて計算をいたしておりますから、基準取引価格は、やはり保証価格と同様に、工場渡し価格というもので三十一円八十一銭というものが計算されて出てくる、こういうことでごさいます。

○芳賀委員 答弁はそのとおりでも、ただ、先ほどの日雇い労賃と同じように、結局二円六十一銭は経費として見てはないということはおわかりませう。

よ。しかし、そのほか二円六十一銭を経費に見てやっておるでしょう、弾力性を持たせて。これは同じことじゃないですか。あなた、取引価格が幾らかというところは、これは告示に載つていないわけですから、これに載せていなければわかりませんよ、幾らあるかというところは、これだつて一升にすれば五十九円六十四銭じゃないですか。それで、だから、そういう問題があるので、結局取引場所、いわゆる価格発生場所等については、従来の実績とか経緯というものはある。だから、あまりこれ以上メーカ一擁護のような立場で原則論だけを振り回して、あくまでも工場渡しでなければならぬとか、そういうことはしないと思つていますが、先ほど松本君が、これは最終的には取引の生産者団体と会社間の合意によつて、この場所を取引しますというところになれば、それは差しかえないことになっている、こういう農林省としての説明があつたわけですね。だからこの点は、一応了解しておくが、また問題が出たときに、政省令は、あくまでも工場へ持つていきなさいというメーカ一の片棒をかつぐみたいなことはしないでもらいたいと思つてますが、いいですか、この点はここではつきりしてください。

○太田説明員 原則はあくまでも原則として、私のほうは工場渡しということを期待をいたしておるわけでごさいます。そういう指導をしたいと思つておりますが、それは指定生産者団体とメーカ一の契約の内容として、集乳場渡しということはある程度得ると思つて。しかし、できる限り工場渡しということを指導してまいりたい。現に価格もそういう段階の価格をきめておる、そういうことでごさいます。

○芳賀委員 次に、お尋ねしたい点は、同じ加工原料乳の場合でも、交付金対象にならない分があるのです。たとえば調製粉乳の原料である生乳については、これはもちろん純粋の原料乳であることには間違いないが、農林省のほうではこれは対象にしないということを言つておるわけですから、では対象にならない原料乳の取引価格という

ものをどうするかという事は、これはやはり実際の取引上重要な問題になると思うのです。取引の内容は、用途別でこれは定めることになっておるわけですから、対象になる加工乳、対象にならない加工乳、それから飲用乳とか、学校給食用牛乳とか、それぞれ用途別によつて取引価格が異なるが、まず、交付金の対象にならない加工乳の現実の取引価格等については、農林省としては、どういふような方針で生産者が不利にならないようにするかという点について伺いたいと思います。

○太田説明員 今回の畜産物価格審議会の附帯事項の中にも、「飲用牛乳、調製粉乳および学校給食用牛乳に仕向けられる生乳の取引価格の形成について適切な指導を行なうこと」という附帯事項がつけておられます。飲用牛乳につきましては、先ほど申しましたとおりの指導をやつてまいりたいと考えておる次第でございますが、調製粉乳につきましては、実は当初これを入れるか入れないかという議論が指定乳製品業者と生産者との間にあったのですが、私のほうは、現在の調製粉乳に支払われるべき乳価は、当然政府が決定をしなければならぬ保証価格以上で取引される実態にある、その認識に立ちまして、指定乳製品の中に入れたかったわけでありまして、現在定められた六十九円四十三銭よりも高い価格で取引されるように、メーカーと生産者との間で、そういったあれが行なわれるように、メーカーを十分監視してまいりたいというふうに考えております。

それから学校給食用の牛乳につきましては、御承知のとおり、乳業者と学校の間で取引価格がきめられておりますが、通常言う場合の広告宣伝費等は、学校給食の場合には要らないわけでございますから、そういった経費が差し引かれて取引が行なわれるよう県を指導しまして、県がさらにそれぞれの個々の具体的な学校の取引の際に指導に当たつてもらうようやつてまいりたいと考えております。

○芳賀委員 それでは調製粉乳等の加工原料乳については、単に保証価格を下回らないということ

だけでなく、飲用牛乳の取引価格と同様なものがあるべきである、こういうことですね、あなたのいまの発言は。

○太田説明員 少なくとも加工原料乳の今回定めました保証価格以上で取引されることを期待しておるということでございます。

○芳賀委員 それでは保証価格と同じになるじゃないですか。あなた、去年の暮れに当委員会に来て、この不足払い法についての政省令の案を委員に配付して説明しておる。そのときの発言は覚えておるでしょう。どういふわけで調製粉乳の原料乳は不足払いの対象にしないか、そういう委員の質問に答えて、いや、これは非常に利益率が高いのです、だから、これは飲用牛乳に供されるなま乳の取引価格と同様にしてもいいや、議事録を見てごらんないかい。あなた、そういうその場限りの答弁じゃいかぬですよ。一体、何のために国会の議事録というのがあるのですか。それは政府においても議員においても、議会内における発言に対して、あくまでも責任を持つということとで、この神聖な発言が記録にとどまつておるわけですからね。まだ半年もたたぬのに、首を振つてたつてしようがないじゃないですか。あなたはこう言っているのですよ。市乳と同じ価格でそれは買入れしても、いまの調製粉の価格というのは、生産量もどんどん伸びておるし、収益性も高いから、それと同様の取引をしても会社は採算がとれる、それで、これは交付金の対象にしません。そういうことを明確に言っておるじゃないですか。それが今度、いふことになって、あなたの発言から推せば、大体保証価格程度に取引させればいいというふうな、そういうことじゃないですか。それじゃ保証価格と全国の飲用向けの名ま乳の取引価格が同等かという、実際にそうじゃないじゃないですか。その地域において行なわれておる飲用向け名ま乳の取引価格に準ずる、大体その水準でこれは取引すべきであるということが明らかにならなければ、ますます市乳の値段を押えるということになるじゃないですか。これは単に加工乳だけの問題

じゃないですよ。これは政策上の問題でもあると思うのですよ。もう少し、生産者だけを踏みつけるような態度でなくて、会社側に対しても強い姿勢で行政指導をやつたらどうですか。

○太田説明員 私がこの前政令の原案を御説明申し上げたときの、調製粉乳をなぜ加工原料乳の指定乳製品の対象にしないかということの説明は、私の記憶では、飲用乳価と同じあれで取引されるからというふうに申し上げた覚えはないわけでございます。現在、取引の実態を見てまいりますと、少なくとも保証価格以上支払い得る能力のある製品である、したがって、指定乳製品として不足払いの対象にすること自体が制度に即しませんから、調製粉乳は対象にいたしません、こう申し上げたはずでございます。したがって、今後の指導の方針をいたしまして、少なくとも保証価格を割るようなことのないように監視してまいり、こう申し上げておるわけでございます。

○芳賀委員 それでは、畜産局としてながめて、調製粉の原料乳を飲用並みに買入れた場合にどうなるか、会社として赤字になるか、採算がとれるか、それはどう見ているのですか。

○太田説明員 調製粉乳といまして、いろいろな種類がございます、それぞれメーカーによつて製法も違つておるようでございます。そういったことも、実はあつた際申し上げたはずでございます、実際に現在飲用乳価並みに取引された場合にどうなるかということにつきましては、現在、私、承知いたしておりません。

○芳賀委員 どうしてわからぬのですか。指標価格から逆算して経費を調査する場合、これは補給金の対象になつてもならぬでも、乳製品であることに間違いないでしょう。脱脂粉乳も乳製品だし、調製粉乳も乳製品だと思ふのです。ただ、その加工に要する経費ということになれば、少なくとも大メーカーの製造工場においては、あらゆる乳製品であつても飲用乳であつても、経費というものはおのずからこれは把握できるのです。それ

れはあなたのほうで自分でやらぬで、会社の報告どおりやつておるから、いつまでたつてもわからぬだけのものとして、それは調製粉乳についても、飲用向けの牛乳と同じ取引価格で原料を購入しても、いまの調製粉の市場価格から見ても、採算がとれるかとれぬかわからぬなんというのはおかしじゃないですか。農林省の水産庁あたりが言うのならまだ話はわかるが、そのために畜産局というのはいふてあるのですよ。

○太田説明員 指定乳製品ないしその他の乳製品の中に調製粉乳は含めておりませんので、実は製造処理経費等についても調査をとおしております。したがって、いまの段階ではお答えしかねる、こう申し上げておるわけでございます。

○芳賀委員 これはあとで問題にもなります。そういうものをわざわざ製造過程からはすすというのは、調査をするよりもむしろかしいと思うのです。どうですか。

○太田説明員 ちょっと質問の意味がくみ取れなかつたのですが……

○芳賀委員 総体的に加工経費を調べればわかりやすいが、意図的に調製粉の経費だけを調べないとかいふことのほうが、むしろ作業としてはむしろかしいのじゃないかということ。出た結果というものは正確ではないかということ。言つておるわけですよ。

○太田説明員 先ほど、私のほうで調査をいたしました製造処理経費の御報告を申し上げたわけでございますが、あれは各乳製品別に調査をいたしておりました、それはいずれも不足払いの対象になる指定乳製品等を中心に行つておりますので、調製粉乳についてはいま調査をいたしてないというのを申し上げたわけでございます。

○芳賀委員 君、報告だけで認定しているからそれなのですよ。

最後に、きょうはもう一点だけでやめておきますが、今度はいまの生産者団体と会社の取引価格ということになりまして、基準価格は告示になつたからわかつておるでしょうが、これだけで取引

せよというわけではない。これはあくまで取引だから、生産者団体と会社側で取引上の話し合いをして、その結果が基準取引価格よりもたえば二円とか三円高くきめたって差しつかえないわけですね、そうでしょう。

○太田説明員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 こういうわかつたことをはっきりしておかないとうまくないのですよ。

もう一点、保証価格あるいは基準取引価格、乳製品の指標価格等には法律に基づいて告示が行なわれて、政府が生産者に交付すべき補給金の額は、これは法律上は何も告示する必要はないことになっていくわけです。しかし、保証価格と基準取引価格の差額が政府が負担すべき交付金の金額であるということは、これは国民は承知しておるわけですから、これをすみやかなる機会に政府としても発表する必要があると思う。これは政務次官、どう考えておりますか、計算すればわかるという程度の問題ではないと思えますね。

○太田説明員 いま先生のおっしゃったとおり、加工原料乳の保証価格が定められまして、告示いたしておりますし、加工原料乳の基準取引価格も定められて、告示をいたしておるわけでございます。これを差し引けばキロ当たり五円二十二銭というののはつきりいたしておるわけでございます。キロ当たり加工原料乳につきましては五円二十二銭は必ず支払う、こういうことになるわけでございます。

○芳賀委員 だから、それを計算してみればわかるというわけではなくて、やはりこれは次官通牒でも局長通達でもかまわぬが、すみやかに——どうせ政府が国民の税金から出すのでしょ。それを政務次官に聞いているのですよ。参事官通達というものはないですからね。仮谷さんから明らかにしておいてもらいたい。

○仮谷政府委員 指導として、各県に一応通知することが適当だと思います。

○芳賀委員 それではきょうはこの程第にしたいと思ひます。

あと重大な問題については、大臣の出席したときにいたします。

○館林委員長代理 次に、昭和四十一年度におけるてん菜の最低生産者価格の告示につきまして、政府から報告を聴取いたします。岡田食糧庁業務第二部長。簡単に。

○岡田説明員 先般御審議いただきました四十一年の最低生産者価格につきましては、法律に基づきまして、パリティ価格を基準といたしまして、生産費を農産物、経済事情等を考慮いたしまして種々検討いたしました結果、千キログラムにつきまして六千七百四十円ということにいたされまして、ちやうど十日が日曜日でございましたので、九日の官報に告示をいたしました。

○館林委員長代理 次会は明十三日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十一分散会

